HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳（１３）　－アウクトル・ヴェートゥスとの比較・対照をも兼ねて－
Author(s)	石川, 武
Citation	北大法学論集, 54(5), 234-194
Issue Date	2003-12-15
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15250
Type	bulletin (article)
File Information	54(5)_p234-194.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

資　料

ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳(13)

―アウクトル・ヴェートゥスとの比較・対照をも兼ねて―

石川　武

目　次

凡　例
主要文献略語表
はじめに
ザクセンシュピーゲル・レーン法
巻頭言～6・2　(以上51巻5号)
7・1～13・3　(以上51巻6号)
13・4～19・2　(以上52巻1号)
20・1～24・9　(以上52巻2号)
25・1～26・8　(以上52巻3号)
26・9～32・4　(以上52巻4号)
33・1～38・3　(以上52巻6号)
38・4～42・2　(以上53巻1号)
43・1～47・1　(以上53巻2号)
47・2～52　(以上53巻3号)
53～56・3　(以上54巻3号)
56・4～57・4　(以上54巻4号)
57・5～59・3　(以上本号)
59・4～　(54巻6号以下)
おわりに

57・5[1] しかしながら、それ（＝ある家臣にそれについてのゲディンゲが封与されていた所領）が[2] それ（＝その所領）をゲヴェーレの中にもっていた（＝占有・支配していた）(in gewere hadde) 者（＝別な家臣）[3] の存命中に（すでに）（彼の主君から上級主君に）返還され（ており）(gelaten was)、[4] そして（ないし、しかも）彼（＝その所領を占有・支配していた家臣）が（上級主君から）、彼（＝上級主君）がそれ（＝その所領）を封与した者を、適正・適法に (redeleke unde rechte)[5]（新しい主君として）指定され（ていた）(gewiset war)[6]（場合）、あるいは、彼（＝所領を占有・支配していた家臣）がそれ（＝その所領）を彼（＝上級主君）（自身）から受領し（てい）た場合[7] には、最初（＝前）の主君 (de erste herre)[8] がその所領について封与し（てい）たゲディンゲ (gedinge)（の権利）[9] はすべて破られた (gebroken is)（＝破棄された）ことになる。[10)・11)]

1）この条項も、AV に対応条項がなく、前出レーン法57・1（の改訂・移動）～57・4の補足と同時に、「レーン法」で補足された（と目される）ものであるが、その内容は特に直前の57・4と深いかかわりをもち、それに関する注意規定とも言うべきものである。前条の解釈については、それへの訳註で述べたようにいろいろ問題があるので、以下、本条を邦訳するに当たっても、それとの関連に注意しながら叮嚀に読み解いていくことに努めたい。この点については、特に後註・10を参照されたい。

2）この箇所の it を、補訳を加えたように、「ある家臣（前出レーン法57・4、註・5で用いた符号では――以下同様――、A）にそれについての gedinge が封与されていた所領」と解したのは、最後の一文（後註・9の件）で gedinge に言及されていることにもよるが、前条（＝レーン法57・4）からのつながりにもとづくものである。ひきつづき次註・3以下の後註を参照されたい。

3）この箇所の「それ（＝その所領）を gewere の中にもっていた（＝占有・支配していた）者」が、前出レーン法57・1（註・4の箇所の）「それ（＝その所領）を gewere の中にもっている者」（＝C）を承けていることは、本条・最後の一文で（BからAに封与されていた）gedinge（の権利）について述べられていることから（も）明らかであろう。ひきつづき次註・3以下の後註を参照されたい。

4）ここまでの件（＝「それ（＝その所領）がそれをゲヴェーレの中にもっていた（＝占有・支配していた）者（＝C）の存命中に返還された場合」）によって、本条では、前条（＝レーン法57・4）のケース（つまり、Cが死亡して、Cが占有・支配していた所領につ

いて gedinge が封与されていた家臣＝Aにその所領についての「占有権」が帰属し、Aの「年期」内――Aがまだ主君＝Bに（gedinge の封与を）「想起」させる手続をとっていない間――に、Bが死亡し、あるいは、上級主君＝Dに所領を返還した場合）との対比において、Aの主君（でもある）Bが上級主君＝Dに対して（Cが現に占有・支配している）所領を返還したケースが扱われている、ということが判るであろう。なお、laten の語と同義に用いられる oplaten の語（前出レーン法16＝AV 1・42、註・3を参照）が前条（＝レーン法57・4）、註・5の箇所にも姿を見せることに注意されたい。また、本条のこの件は受動態で書かれており、誰が所領を返還するのか明示的には述べられていないが、後続（註・6と7まで）の件で述べられていることから、所領を返還するのは（Cではなく）主君＝B（が上級主君＝Dに対して）であることも判るはずである。後註・6と7を参照されたい。

5）redeleke の語は前出レーン法4・2の末尾（本稿（1）、1831頁――ただし、その箇所にはミス・プリントがあり、「教皇に国王の適正な選定を知らせるため」と訂正しておきたい）でも用いられているが、本条のこの箇所では redeleke unde rechte と（頭韻を踏んだ）二つの語を重ねて合わせることによって（その適正さが）強調されている。この点については、Hi., S, 157, Anm. 1 と（そこにも挙げられている）Einleitung, S. 58, 61 を参照されたい。

6）ここまでの件、まず wisen の語については、この語も前条（＝レーン法57・4）、註・9の箇所で用いられていたことを想起した上で、同註でも挙げた前出レーン法25・1（＝AV 1・57、1・58）（註・9までの件）を参照されたい。同条（＝レーン法25・1）によれば、本条（前註・3の箇所）の（その所領をゲヴェーレの中にもっていた）Cは、主君＝Bが（上級主君＝Dに）所領を返還した場合は（前註・4を参照）、当然、上級主君＝Dに対して所領の授封を更新を求めることになるが、その場合、前条（＝レーン法57・4）、註・5でも述べておいたように、DはBに対して自ら所領を授封するか、あるいは、（それを望まないならば）Bに「（新しい）主君」＝Fを「指定」（wisen）しなければならない。その「（新しい）主君」＝Fについて、この件では「彼（上級主君＝D）がそれ（＝その所領）を封与した者」であることが明記されているが、それによって、前出レーン法7・5、註・3いらい繰返し述べてきた（上級主君が授封更新を求めた家臣に指定する（新しい）主君は、前出の家臣の一人である、という）推定は確証されることになる。ひきつづき次註・7を参照されたい。

7）前註・6で述べたことから、この件は、（私見によれば）、上級主君＝Dが（授封更新を求めた）Cに対して（自分の家臣の中からFを（新しい）主君として指定せずに）自ら授封した場合のことを述べたもの、と解される。ただし、この件については、（特に）前条（＝レーン法57・4）、註・10までの件を、（同註で述べた意味で）限定的に読もうとする者が、この件の冒頭の oder の語を「換言すれば」の意に、また、この件の（「彼から」の）eme を「（新しい）主君」＝Fを指すと解することによって、

この件（全体）は前註・6までの件と（実質的には）同じことを別な側面から述べたもの、と解釈する可能性もまったくないとは言えまい。そうした解釈については、ここではとりあえず（van）emeの直近にある名詞は（deme it）de herre（lech）、つまり「上級主君」＝Dであることだけを指摘するにとどめておくが、後註・10で述べることをも参照されたい。

8）この箇所のde erste herreも、前条（＝レーン法57・4）、註・17の箇所に姿を見せた語である。前条の場合は、（同註で述べたように）、その前にあるswenの語に導かれる一文を限定的に理解した場合、この語を「上級主君」＝Dと解する余地が（まったく）ないわけではない、とも考えられるが、本条の場合は、ひきつづきこのde erste herreがその（Cが占有・支配していた）所領について（Cとは別な家臣＝Aに）gedingeを封与していたこと（および、彼がDに所領を返還したことによって、Aのgedingeが破られたことになる旨）が明記されているので、de erste herreが（Dを指すことはありえず）、（Cに所領を封与し、さらにその所領についてのgedingeをAに封与した）「主君」＝Bを指すことに疑問の余地は（ありえ）ない。ひきつづき次註・9以下の後註を参照されたい。

9）本条ではgedingeの語が（ようやく）ここに姿を見せるが、（Bが占有・支配していた所領について）gedingeを封与された家臣＝Aのもつ「権利」は、前条（＝レーン法57・4）の主題であった問題であり、したがって、この語がここに姿を見せ本条の主題になっていることによって、本条が（実質的には）前条の継続であり、（前註・7までの）本条・前段で述べられている場合には、所領についてのAのgedinge（の権利）はどうなるのか、という問題を扱っていることを確認できよう。ひきつづき次註・10を参照されたい。

10）この本条（後段）の主文は、（前註・7までの）前段の場合――私見によれば、（所領を占有・支配していた）Cの存命中に主君＝Bが所領を上級主君＝Dに返還し、CがDに所領の授封更新を求めて、D（自身）または（Dが「指定」した新しい主君＝F）から所領を受領した場合――には、「Bがその所領について封与していたgedingeはすべて（したがって、Aに封与されていたそれも）破られたことになる」、と言う。これによって、前註・9で述べたように、本条と前条（＝レーン法57・4）とのつながりは明らかになるとしても、著者・アイケはなぜここで（わざわざ）そうしたことを付記しようとした（ないし、付記することが必要と考えた）のか、という疑問が残るのではないか。すでに前出レーン法5・1には、前条（＝レーン法57・4）、註・5と23でも触れたように、「gedingeにはvolgeがない」という（一般的な）原則が掲げられており、特段の理由がない限り、本条のケースについては、（遅くても）Bの主君がDまたはEに替った時点で、Aに封与されていたgedingeの権利が消滅することは（本条の規定がなくても）明らかなはずだからである。

もちろん、前条（＝レーン法57・4）では、主君＝Bが死亡し、あるいは、（Dに）

所領を返還した場合について、Aが（Dに）（それも recht len として）所領の授封更新を求めうる場合がある、ということが述べられていた。したがって、（一つには）著者がこの前条との対比において、（念のために）本条のケースについてはAに授封更新請求権がないことを明確にしておきたかった、ということはまず間違いのないところであろう。しかし、前条で扱われているのは、Cが死亡して（少なくとも）所領の「占有権」はすでにAに帰属している（さらに、Aがそう望めば所領を占有・支配しうる）ケースであるのに対して、本条のケースでは、Cは「存命中」であってAには（まだ）所領の「占有権」が（なく、所領を占取することもでき）ない。したがって、本条のケースを前条のそれと混同（ないし、同視）する可能性は（まず）ない、と考えられるのに、なぜ前条の後に（わざわざ）本条を付け加える必要があったのか、ということが問題になるのではないか。

この問題に関連してまず想起されるのは次のことである。すなわち、前出レーン法５・１では（先に引用した）gedinge に関する「原則」にひきつづき、「それ（＝その所領）を gewere の中にもつ者（＝C）がそれ（＝所領）を（Bに）返還する（ないし、した）場合に（も）、gedinge は破られ（たことになる）」とした上で、「彼が、すなわち、そこで（＝その場合）それ（＝所領）を（Bに）返還した者（＝C）が、それ（＝所領）を再び受領し（この点については、前出レーン法39・１＝AV１・95、および、16＝AV１・42を参照）、そして（その後Cが封相続人なしに死亡して）それについて（＝その所領が）遺される（irsterve）（ないし、遺された）場合」をその「例外」（つまり、その場合Aは gedinge（の権利）にもとづき所領を占有・支配することができる）としている。（なお、上記・引用中アンダーラインの箇所では、本稿（１）、1827頁における邦訳を改めてある。そのうち、「そこで（＝その場合）」は脱落を補っただけのことであるが、「それについて……」以下は、次の２点にもとづき、（実質的にも）理解を改めたものである。① この箇所の irsterve(n) には（所領が帰属する者を示す）jm. の語が欠けており、「ラント法」の同じ用例（１・52・４、３・56・３、３・80・１）では、irsterven の語は「（誰かの死亡によって何かが）遺される」という意味で用いられている（なお、ラント法１・52・４、『邦訳』、100頁、３行目の「帰属している」も、「遺されていた」に改めたい。また、ラント法３・56・３と３・80・１では、irstirft の語に ervelos（＝相続人なしに）という副詞が加えられている）。② この件の原文は（unde）dar an irsterve であり、そこには主語になるべき名詞・代名詞が見当たらないが、dar an の語を（目的語としてではあるが）名詞的に用いた例は、（少し前の）前出レーン法56・４（註・４と８）の２箇所に見られる。このレーン法５・１（末尾）で「例外」とされているケースは、本条のケースと比較してみると、――もちろん、本条で所領を還するのは（Cではなく）Bであり、したがって（最終的に）Cに所領を封与した主君も（Bではなく）DまたはEである、という相違はあるものの――、主君に対する所領の「返還」、主君によるその「再授封」ないし「授封更新」、C（の死亡時における、C）による所領の「占有・支配」など、共通する要素をもっている。したがって、もし

著者・アイケが本条を付け加えることによって、このレーン法５・１のケースとの混同を避けようとした、という可能性を無視するわけにはいかないであろう。

しかし、私見によれば、同じレーン法５・１との関連で、本条がここに付け加えられたもう一つの（もっと重要な）理由を指摘することができる。このレーン法５・１に対応するAV１・20では、(gedingeを封与されていた）Aは、①Cがその死亡日まで（それについてのgedingeがAに封与されている）レーンを占有・支配しており、②（gedingeをAに封与した）Bがそれまで生存している、という二つの要件が充たされる場合には、Aは（gedingeの権利にもとづき）そのレーンを占有・支配することができる、とされていた。しかし、こうした規定の仕方では、Bが（Cの死亡前に）所領を（Dに）返還する（本条のような）ケースにおいても、（Bが死亡した場合と同じく）Aにgedingeを封与したBはすでに（Aにそれについてのgedingeを封与した）所領を手放し（少なくともその所領については）Aの主君ではなくなっているのに、Aは（Bから封与されたgedinge（の権利）にもとづき、DまたはFのものになった）所領を占有・支配できる、ということになってしまう。そこでレーン法５・１では、AV１・20の具体的な記述を（Bによる所領の返還の場合をも含みうるように）「gedingeにはvolgeはない」という抽象的・一般的な命題（ないし、「原則」的記述）に改めた。そうした「改訂」の結果、こんどはCが（Bに）所領を「返還」した場合（この場合、一般には、明らかにAVの要件①を充たしていないにもかかわらず、volgeとは関係がないため、上記・命題には含まれない、ということになるので、それ）に言及し、さらに（AVの要件①を充たす）Cが再び（Bから）所領を受領し（て死亡時まで占有・支配してい）た場合をその「例外」として付記する必要に迫られることになった。しかし、レーン法５・１ではそこまでを記述するにとどめ、（もともとそこで補足したかった）Bが（Dに）所領を返還した場合については、（Cが死亡した後にBも死亡し、あるいは、Bが（Dに）所領を「返還」した場合のAの所領についての「権利」を扱った前条の直後に）このレーン法57・５で補足した。―― 以上が、本条でBが所領を「返還」した場合のことが扱われている（最も重要な）理由である、と推定される。（なお、前条でBが死亡した場合も扱われており、Bが封相続人なしに死亡した場合は本条のケースと同じことになるはずなのに、本条はその場合には言及しておらず、Bによる所領の「返還」だけを扱っていることも、以上のような私の推定を支持するのではないか。（所領を返還した）Bが生存していれば、本条のケースはAV１・20の二つの要件を充たしていることになる、ということに注意されたい）。以上の推論が誤っていなければ、「レーン法」における５・１の改訂、57・１の改訂と移動、57・２～（この）57・５の補足は、（56・４をも含めて）同時に、しかも（内容的にも）首尾一貫して行われたことになり、ザクセンシュピーゲル（テキスト）成立史についても一つの新たな知見をもたらすことになる。ここに記して読者諸賢の御批判を待つゆえんである。

11）前出レーン法57・１からこのレーン法57・５までつづく一連の条項の最後に、前

出レーン法57・3、註・8で指摘し、ここまで留保しておいたwardungeに関する問題を検討する。

この一連の条項を通読すると、そこでは一貫して明示的にgedingeに言及されgedingeのことが問題になっているのに対して、(それと並んで)wardungeの語が姿を見せwardungeのことも(併せて)問題になっているのはレーン法57・3(註・2の箇所)だけである、ということがはっきりする。このため、すでに同条、註・8で述べた疑問、すなわち、なぜそこにだけ(いわば、唐突に)この語が登場し、wardungeのことが問題になるのか、という疑問は、ここまで一連の条項を通読しても、いっそう募りこそすれ解消されることはないからである。

この疑問は(前註・10で述べた)「レーン法」における「改訂」・「補足」についての私見を前提にすれば、さらに増幅されることになる。すなわち、(私見を前提にすれば)、gedingeを封与されていた家臣(=A)について、レーン法57・1では、対応するAV(1・21)の見解を改め、所領の占有権が所領を占有・支配していた家臣(=C)の死亡と同時にいわば「自動的に」Aに帰属することが強調されているのに対して、(Aに)wardungeが封与されていた場合については、(レーン法57・3、註・8でも述べておいたように)、前出レーン法10・3は、対応するAV(1・30)の論旨を(基本的には)そのまま踏襲しつつAは「(占有)指定」(Einweisung)(ないし、所領の特定・明示)の手続をとった時にはじめて「それ(=Einweisung)以前には主君(=B)のものであった所領についてのgewere(=「占有権」、AVではwarandia)を取得する」、としている。したがって、レーン法57・3については、Aに(問題の所領についての占有権の予約と見なしうる)gedingeが封与されていた場合はともかく、(問題の所領についての占有権の予約を含んでいない)wardungeが封与されていた場合についても、同じようにAがBよりも先にその所領を「占取」することを認めることができるのか(あるいは、認めてもよいのか)、ということも疑問にならざるをえないからである。

こうした疑問に関連してまず想起しなければならないのは、(そのレーン法10・3の直後につづく)前出レーン法10・4(=AV 1・31)であろう。すなわち、そこでは、wardungeを封与されていた家臣が(ある所領が主君の手に戻って)「(占有)指定」(ないし、所領の特定・明示)を求めた場合、もし主君が(理由なくして)それを拒めば、「家臣は(占有)指定なしに、主君が彼に封与していたような(=wardungeの形で封与されていたものに相当する)所領を(どこであれそれが所在するところへ赴いて)占取すべきである」、とされている。つまり、この場合、家臣は「(占有)指定」(Einweisung)がなくても(それを得た場合と同じように)所領の「占有権」を取得するのであって、このことからも、「(占有)指定」は所領の占有・占有権についてかつて通説が主張したような決定的意味をもっていない、ということが判る。

もちろん、このレーン法10・4(=AV 1・31)の場合は、wardungeを封与され

ていた家臣が主君に所領の「（占有）指定」を求めてそれを理由なしに拒まれたことが前提になっている。そこで、家臣が —— 前出レーン法57・3の場合のようにこの前提を無視して ——（あらかじめ「（占有）指定」を求めずに）「主君よりも先に」所領を「占取」した場合にはどうなるのか、を考えてみる。

その場合、もし（その家臣が知らなかったにせよ）その所領について gedinge を封与されていた家臣があれば、（前出レーン法10・2＝AV 1・28、1・125、および、レーン法7・1の規定により）後者の「権利」が優先するから、後者が（主君のレーン法廷で）wardunge 権者を訴えることになり後者が勝訴するであろう。また、（同じく彼が知らなかったにせよ）、（所領を「占取」した）wardunge 権者よりも先に wardunge を封与されていた家臣があれば、（前出レーン法7・4＝AV 1・29の規定により）後者の「権利」が優先するから、後者が前者を訴えれば後者が勝訴することになるはずである。また、主君が（前出レーン法10・3＝AV 1・30の規定を楯にとって）「（占有）指定」を（wardung 権者が）所領（を）「占取」（するため）の不可欠の前提と考えるのであれば、（wardunge に明示的に言及したレーン法57・3にもとづき）家臣を問責し直ちに応訴するよう求めることができる。つまり、レーン法57・3（だけ）に wardunge のことを補足しておけば、wardunge 権者が「主君よりも先に」所領を「占取」した場合に対処するのに事欠くことは（まず）ない、と考えられるのである。

それにしても、wardunge のことはなぜレーン法57・3においてだけ言及されているのであろうか。私はそれについて次のように推定する。

著者・アイケは、（「レーン法」でまとめて補足された条項の一つである）レーン法57・3においてもはじめは gedinge のことだけを扱い、wardunge には言及していなかった。しかし彼は、次のレーン法57・4（後段）で gedinge を封与された家臣が（それを封与した）「最初（＝前）の主君」から問責された際にとるべき手続について述べ、主君が「不法に」家臣による（gedinge が封与されていたことの）立証の申し出を拒んだ場合には家臣はその所領を（立証して）保持したことになる、と書いた際に、それを契機にして次のように考えたのではないだろうか。すなわち、同条・前段で述べたように、もし（所領を占有・支配していた）Cが（封（レーン）相続人なしに）死亡し（て所領の占有権がすでに gedinge 権者＝Aに帰属し）た後、さらに主君＝Bも死亡し、あるいは、Bが所領を（上級主君＝Dに）返還した場合について、gedinge を封与されていた家臣＝Aに、彼がそれまでにBに対して（gedinge の封与を）「想起させる」手続をとっていなくても（それは彼の責によるものではないから）、recht len としての所領の授封更新請求権を認めるのであれば、wardunge を封与されていた家臣についても、Cの（封（レーン）相続人なしの）死亡により（Cが占有・支配していた）所領がBにとって ledich になった（＝Bの手に戻った）時、wardunge 権者が所領の「（占有）指定」（ないし、特定・明示）を求めるべき「年期」内（＝彼がまだその手続をとっていない間）に、Bも死亡し、または、Bが所領を（Dに）返還した場

合についても、彼が所領の「(占有)指定」を求める手続をとれなくなったのは彼の責によるものではないから、(上記レーン法10・4＝AV 1・31の主君が理由なくしてそれを拒んだ場合のように)、wardunge 権者がすでに「(占有)指定」の手続をすませたのと同じに扱ってもよい、ないし、扱うべきではないか、と考えるにいたったのではあるまいか。

そうだとすれば、ほんらい、すでに書き上げていたレーン法57・1～57・4(の前段)のすべてにおいて wardunge に関する(時にはかなり大幅な)補足(や改訂)を加えなければならないことになる。しかし、それは(当時、まだ高価な羊皮紙を用いていたことだけを考えても)技術的にはきわめて困難であった。そこで著者・アイケは、gedinge 権者が主君よりも所領を先に「占取」して主君から問責された場合の立証手続について述べたレーン法57・3(の欄外)、(註・3の箇所の) gedinge の語の前に、(註・2の箇所の) wardunge unde の2語を補うにとどめ、レーン法57・1、57・2、57・4(の前段)については、諸者が――たとえば私が本註で略述したように――それをもとに自ら wardunge が封与された場合をも補いながら理解してくれることを期待するほかはなかった。――以上が、(レーン法57・3においてだけ wardunge に言及されている理由ないし経緯についての)私の推定である。今日まで残されている写本の中に以上の推定を検証するための手がかりが残されているか否か(あるいは、そもそもそれを検証するための手がかりになりうる写本が今日まで残されているのか)知る由もないが、ザクセンシュピーゲル(テキスト)成立史にもかかわる問題なので、ここに記して諸者諸賢の御批判を待つことにした。(なお、念のために一言すると、レーン法57・5のケースでは、所領が「最初(＝前)の主君にとって ledich になることはないので、この条項においては、「主君にとって ledich になった最初の所領を」という条件で封与される wardunge が問題になる余地はない)。

272

58・1[1] 子は子に、彼等(＝二人の子)が双方とも成熟(期)以前(binnen eren jahren)(＝満12歳未満)である間は、[2] 所領を封与することができ(るだけでなく)、[3] またそれ(＝所領)についてのアンゲフェレ(angevelle)(＝所領収益取得権)[4] を(封与することもできる)、それ(＝アンゲフェレ)が先に彼(＝主君である子)自身に(彼の主君から)封与されていた場合には、[5] アンゲフェレ(＝所領収益取得権)には、しかし、それを封与した(上級)主君[6] が死亡する(ないし、した)場合、(それを主君から封与された子には)授封更新請求権(volge)がない。[7] (したがって、その場合)、子たちが双方とも成熟(期)以前(＝満12歳未満)であ

る間は、[8]（新しい）（上級）主君[9]が彼の家臣の家臣（＝彼の直臣である子の家臣、つまり彼の又家臣である子）からも、彼（＝彼の直臣である子）自身の所領についての〔（について）と同じように〕[10]アンゲフェレ（＝所領収益取得権）[3]を取得する（ことになる）。[11]

1）この条項も、AVには対応条項がなく、「レーン法」で補足された（と目される）ものであるが、ここでは、（前出レーン法57・1～57・5から）一転して、（満12歳未満の）「子」のレーン能力に関する問題が扱われている。しかし、ここにもvolge（＝新しい、ないし、上級主君に対する授封更新請求権）の語が登場し、それを通じて前出レーン法57・4、57・5とのつながりが認められることに注意されたい。この点については、後註・11で改めて私見を述べる。

2）binnen sinen jarenの語については、前出レーン法26・2＝AV 1・67、1・68、および、石川「AVとSSP」（前出レーン法56・4、註・12）、8頁、および、註・34を参照されたい。なお、この「彼等（＝二人の子）が双方とも成熟（期）以前である間は」という一文は、この箇所の文に限って言えば、「（たとえ）彼等が双方とも成熟（期）以前である間でも」という含意をもつ、と理解することもできないわけではあるまいが、本条の主題は、（後註で逐次述べるように）、双方とも満12歳未満の二人の子が主従関係を結んだ場合における彼等子たちのレーン法上の地位ないし権利（能力）、特にアンゲフェレ（＝所領収益取得権）の問題であり、後註・8の箇所でも（基本的には）同じ文が「……である間は（ないし、ある限りは）」という意味で用いられているので、それに合わせて上記・邦訳のように解したものである。ひきつづき次註・3以下の後註を参照されたい。

3）前出レーン法26・1（＝AV 1・64）によれば、（封（レーン）相続人である）子の（亡父の所領の授封を主君に希求すべき）「年期」は「13年と6週」とされており、そのことから、（同条への註・1で述べたように、ザクセンシュピーゲルにおいても、子の「成熟（期）」（jar））の始期は満12歳とされていることが判るだけでなく）、子は「成熟（期）」に達すれば、当然、主君に（亡父の）所領の授封を求め（それを受領す）ることができる、ということも明らかになる。また、前出レーン法26・5（＝AV 1・69・b）によれば、「子がどんなに幼くても、彼の父の死後、彼の（法定）後見人が彼を主君の許へ連れていき、……主君に対して彼のレーン（の授封）を希求するならば、主君は彼に彼の所領を封与すべきである」、とされているから、子は成熟（期）以前でも主君から（亡父の）所領を受領できることも明らかである。さらに、その後につづくレーン法26・6（＝AV 1・71・b）によれば、「いつであれ子が成熟（期）以前に授封される（ないし、された）時は、直ちに家臣たちがその子から彼等の所領を受領すべき年期が始まる」、とされているから、その場合、子が（主君として）彼の家臣たちに所領を封与できることも明らかである。したがって、成熟（期）以

前の子が同じく成熟（期）以前の子に所領を封与できるということは、（本条のこの箇所で始めて明示的に言及されてはいるが）、この箇所がなくても（上述した3条項から）明らかなことであり、そのことは以下に述べられる（アンゲフェレに関する）ことへの導入として述べられているにすぎず、本条が補足された（少なくとも主要な）理由をその点に求めることはできない、と考えられる。上掲・邦訳における「るだけでなく」という補訳もそうした理解にもとづくものである。ひきつづき次註・4以下の後註を参照されたい。

4）angevelle（＝所領収益取得権）の語については、前出レーン法26・2（＝AV 1・67、1・68）、註・2と6、および、次註・5を参照されたい。

5）（家臣が死亡した場合、その封（レーン）相続人である）子（＝息）が成熟（期）に達していない場合、主君は（子が成熟（期）に達するまでの間）所領についての angevelle（＝所領収益取得権）をもつ（ことになる）が、主君はそれ（＝angevelle）を子または子の（法定）後見人に封与することができる（前出レーン法26・2＝AV 1・67、1・68、および、26・3＝AV 1・69・a を参照）。しかし、前出レーン法26・6（特にそれに対応する AV 1・71・b）から推定できるように、子（または、その（法定）後見人――以下においては特に必要のない限り省略）に angevelle が封与されるのは、（前註・3で述べた）子が未成熟の間に所領（そのもの）を封与された場合に限られる、つまり、子に（所領が封与されていないのに）anegevelle だけが封与されることはない、ということに注意されたい。本条においても、子（＝A）が子（＝B）に「それ（＝所領）についての angevelle を封与する」のは、Aが主君（＝C）から所領（そのもの）を封与されていることを前提にした上で、さらにその所領についての angevelle をも封与されている場合が想定されている。（この件の it を「所領、ないし、angevelle」を指すのではなく、「angevelle」だけを指すと解したのは、it の直前にある名詞が後者であるということもあるが、むしろ以上のような理解にもとづくものである）。

この件については注意しなければならないことがもう一つある。すなわち、AがBに所領（そのもの）を封与することができるのは（前註・3で述べたように）一般的な準則にもとづくにすぎないのに対して、angevelle に関しては前出レーン法26・7で「anevelle（＝angevelle）には lenrecht（＝自分の家臣に対する（又）授封権）がない」と明記されているから（後註・7を参照）、AがBにそれを封与（＝又授封）することができるのは、AとBの双方が未成熟（＝満12歳未満）である場合に限って認められる「特例」である、ということがそれである。この「特例」は（未成熟の子のレーン能力をまとめて論じた前出レーン法26・1～11では触れられておらず）本条ではじめて述べられていることであり、したがって、本条が補足された（少なくとも、主要な）理由（ないし、目的）はこの「特例」を明らかにすることにあった、と考えなくてはならない。ひきつづき次註・6以下の後註を参照されたい。

6）この箇所の「それを封与した主君」は、直前（註・5の箇所）の「それが先に彼（＝A）に封与されていた場合」、および、後続の（「子たち（＝AとB）が双方とも成熟

（期）以前の間」（後註・8を参照）の問題に関する）記述とのつながりから、（Bにangevelleを封与したAではなく、Aにそれを封与した）主君（＝C）（したがってBにとっては「上級主君」）を指す、と解される。ひきつづき次註・7以下の後註を参照されたい。

7）前出レーン法26・7には、（すでに前註・5でその一部を引用したように）、「アンゲフェレ（anevelle）には、（それが未成熟の子またはその（法定）後見人に封与された場合）、レーン（そのもの）に対する（ような）レーン法（上の権利）（lenrecht）（特に又授封権）も、また（主君に異動があった際の）授封更新請求権（volge）もない」、という原則（ないし、一般的準則）が掲げられている。それと比較することによって、本条で「特例」とされているのは、Aに（angevelleに関する）（又）授封権が認められていること（前註・5を参照）だけであり、（それについて）「授封更新請求権」が認められていない点は、レーン法26・7の原則（ないし、一般的準則）の通りであ（り、本条以外のケース一般と同じであ）ることを、確認することができる。したがって、（未成熟の）子にangevelleが封与された場合、なぜlenrecht（＝又授封権）を（特例として）認めるのにvolge（授封更新請求権）は認めないのか、また、そのことはどのような意味をもつのか、ということが問題になるが、それについては、本条の後続の記述、および、特に後註・11を参照されたい。（なお、上記レーン法26・7の引用中アンダーラインの箇所は、本稿（5）、979頁の邦訳では、同条への註・4で述べたように、文末の（an）dat lenの語を「（子または後見人に封与された）angevelle」を指す、と解した上で、「そのレーン（＝封与されたアンゲフェレ）に対する」と訳しておいたものである。それで意味が通じないわけではないが、本条・この件のvolgeの後にはan dat lenの語が見られないこと、後註・10の箇所のangevelle an …… gudeの語の前に「ドイツ語第2版」でalsoの語が補われていること、および、特に（前註・3で指摘したように）（未成熟の）子にangevelleが封与される場合には必ず所領（レーン）（そのもの）が封与されており、しかも子は所領（そのもの）についてはlenrechtとvolge（の権利）をもっている（ので、著者はレーン法26・7においてもan dat lenの語によってそのことを示唆しようとしたのではないか、と考えられる）ことなどから、上記のような改訳に踏み切ったものである。それに伴い、同条への註・4も、もちろんここで述べているような論旨に改めなければならない。この点については後註・10と11を参照されたい）。

8）前註・2、5、7を参照されたい。

9）この箇所の「主君」（de herre）は、（前註・6の箇所の）「主君」（de herre）（＝C）が死亡した後に、（この文の末尾で述べられているように）angevelleを取得するのだから、（同じde herreの語が用いられてはいるが）（前註・6の箇所の）Cではありえず、Cの後継者（すなわち、Cの息＝封（レーン）相続人、あるいは、（息がない場合）、Cの主君または（彼が指定した）新しい主君）（以下、Dの符号で示す）と解さなければならない。

10）この箇所、「ドイツ語第1版」（Ordnung Ia）のテキストでは、angevelle an sines selves gudeとなっていたが、「ドイツ語第2版」（Ordnung Ib）のテキストで、ange-

velle と an の間に also の語が補われたものである。子（＝A）が子（＝B）に（それについての angevelle を）封与した所領も（もともと）CがAに封与したものであり、（angevelle には volge がない以上）Cが死亡した場合、CからAに封与されていた angevelle はもとより、AからBに（又）授封されていた angevelle も（新しい）「主君」（＝D）の手に戻る（はずである）から（この点については次註・11を参照）、「第1版」のテキストでも論旨は十分に（あるいは、少なくともそれなりに）理解することができる。しかし、「第2版」の補筆者は、（Cの後継者、Bにとっては）「上級主君」であるDがBの（＝Aから封与されBが占有・支配している）所領から「Aの所領についての angevelle」を直接に取得する、というのは（読者にとって）分かりにくいと考えて、also の語を補ったのではあるまいか。（なお、「ドイツ語第2版」の補筆者に関する――それはアイケ自身がそれともアイケ以後の第3者か、という――問題については、前出レーン法30・1（＝AV 1・80）、註・8、レーン法33・3、註・4（など）のほか、石川「AV と SSP」（前出レーン法56・4、註・12）、38頁、註・70を参照されたい。また、前註・7に掲げたレーン法26・7の改訳のうち、「レーン（そのもの）に対する（ような）」と「ような」の語を補訳に加えたのは、本条・この箇所の「第2版」における補足を参考にしたものである）。ひきつづき次註・11を参照されたい。

11）この本条・末尾の一文も、前註・7までの一文と同じく、前出レーン法26・1～26・11には見られない（その意味で、「新しい」）ことを述べているが、それについてまず注意しなくてはならないのは、（死亡した）「主君」（＝C）から angevelle を封与されていた（未成熟の）子（＝A）とAから angevelle を封与されていた（未成熟の）子（＝B）は、Cの死後、所領（そのもの）はひきつづき占有・支配しているということである。Cが死亡した場合、Aはその後継者（＝D）に対して所領の授封更新を求めることができるし、Bは（彼の主君があるAが死亡したわけではないから、AがDに対する授封更新を求めるべき年期を懈怠しない限り）、ひきつづき所領を（Aから封与された所領として）占有・支配することができるからである。したがって、本条の場合、AとBがCの死亡によって失うのは（所領そのものではなく）angevelle（だけ）である。なぜか、あるいは、そのことは何を意味するのか。

（未成熟の）子（＝A）が（所領だけでなく）angevelle を（も）封与された場合でも、一般には（＝angevelle を（も）同じく未成熟の子（＝B）に封与するこの条項のケースを除き）、その angevelle には、（所領そのものとは異なり）「lenrecht（＝又授封権）も volge（＝授封更新請求権）もない」、とされている（前註・7に引用した前出レーン法26・7を参照）。なぜか。angevelle は、子が成熟（期）に達するまでの間、原則として（＝主君がそれを子またはその後見人に封与しない限り）、主君に帰属すべきものであり（前註・5に引用した前出レーン法26・2を参照）、しかも未成熟の間に子がそれを受領することは、子が成熟（期）に達してそれを主君から「法（の定め）によって」（van rechte）受領する場合と明確に対比された上で、「（主君の）愛顧による」（van gnaden）ものとされている。もし（未成熟の）子が angevelle を（も）封与され

た場合についてまで、それについての lenrecht と volge を認めれば、（それを主君＝Cから封与された）Aはそれを B に（又）授封することができるだけでなく、Cが死亡した場合、（Cの後継者である）Dに対して授封（更新）を求めることができることになり、その場合、Bはそれを（Cから受領したのでなく）Aから受領した（のであって、そのAが死亡したわけではない）のだから、（Aがその授封更新請求を懈怠しない限り）Dにその授封（更新）を求めるまでもなく、ひきつづき（所領ともども）angevelle を保持することができることになる。つまり、C（一代限り）の（Aに対する）「愛顧による」はずのものが、事実上、「法（の定め）によって」その後継者（＝D）に強制されることになってしまうのである。

もちろん、（未成熟の）子（＝A）が（Cから）angevelle を封与された場合についても、それについての lenrecht と volge をいっさい認めなければ、こうした事態は起こらない。しかし、それでは、Cの家臣たちのうちAだけが、Cから所領についての angevelle まで封与されているにもかかわらず、自分の未成熟の家臣（たとえばB）に所領を封与した際、「愛顧によって」angevelle を（も）封与することができなくなる。（CがAに angevelle を（も）封与するのは、たとえばAはそれがなければ経済的困窮に陥るなどの事由もあってのことが多いであろうが、そうだとすれば同じ事由はBにも生じうるというだけでなく）、Aに angevelle までも封与されている以上、法的には、主君としてのAの立場を（Bに対するそれをも含めて）Cの他の家臣たちの立場とできるだけ対等にするのが望ましいであろう。そのためには、本条のケースにおいては、どうしてもAに「特例」として angevelle についての lenrecht を認めなければならないことになる。ただし、前述したように、Aの「愛顧」によって行われる（Bに対する）angevelle の封与が（Cの後継者である）Dに対して「法（の定め）による」強制に転化することは防がなければならない。しかし、そうするためには、実は、「angevelle については volge がない」という原則の方は変えない、というだけで十分なのである。なぜか。（Aに所領とそれについての angevelle を封与した）Cが死亡すれば、Aは新しい主君（＝D）に対して所領の授封更新を求めることはできるが、この原則がある限り、angevelle の授封更新を求めることはできず、angevelle は（上記・原則通りに）Dに帰属する。BにAから封与された angevelle もそれに伴って（自然）消滅することになり、仮にBが（それについての主君が交替したとして）Dに対して angevelle の授封更新を求めても、それはこの原則によって却けられることになる。つまり、（未成熟の）子（＝A）が未成熟の子（＝B）に angevelle を（又）授封することを「特例」として認めても、volge さえ認めなければ、それが（Cの死亡後）新しい主君（＝D）の「権利」を拘束することにはならないのである。

なお、（未成熟の）子のレーン能力をまとめて扱った前出レーン法26・1～26・11のうち、特に本註で関説したレーン法26・2、26・7、26・8はすべて AV に対応箇所ないし対応条項がなく、「レーン法」で補足された（と目される）もので

あることに注意されたい。つまり、本条はそれらの条項とともに、「レーン法」で（新たに）補足された可能性が大きいのである。それにもかかわらず、本条だけが、それらの条項よりもはるか後方に位置しているのはなぜか。そうした疑問をもって本条の直前に位置する諸条項を振り返ってみると、直前のレーン法57・4と57・5で、ほかならぬ volge の問題が扱われていたことを想起せざるをえないであろう。本条は（扱われている主題そのものは直前の諸条項から大きく隔っているにもかかわらず）その点では前条とのつながりをもっているのである。したがって、著者・アイケは、①（未成熟の）子の volge の問題については、前出レーン26・1～26・11を記述した際にすでに考えていたことを、レーン法57・4と57・5の後に廻した方が分かりやすいであろうと判断して、ここまで留保したのか、それとも、②レーン法57・1～57・5まで（特に57・4と57・5）の（gedinge を封与された家臣の volge の問題に関する）省察を通じて、（未成熟の）子の volge に関する問題についても（はじめて）深く考えざるをえなくなって、その後に本条を補足したのか、そのいずれかということになるであろう。決め手はないが、前出レーン法57・1～57・5での訳註で述べたような著者の（私見によれば）法的論理の成熟（の過程）を考えると、私としてはどちらかと言えば、②に与したいところである。

273

58・2[1] 誰であれ（主君から封与された）所領（レーン）を脱法的譲与のために（ないし、その手段として）(to vluchtsale)[2]（他の者に）封与する者があれば、彼（＝その者）はそのゆえに（主君から問責された場合に）、彼が法（の定める手続）に従い（na rechte）（否認）宣誓をもって身の証を立て（sek untsculdegen）[3] えない限り、主君に罰金を支払わなくてはならない（だけでなく）、さらに6週以内に[4]（レーン法廷の）判決をもって（mit rechte）[5] かの者（＝彼が所領を脱法的に封与した相手方）に対してその（脱法的）授封を破ら（ないし、破棄し）(breken) なければならず、さもなければ（＝6週以内にその授封を破棄しなければ）人（＝主君）は彼（＝脱法的譲与を行った家臣）自身からその所領を（レーン法廷の）判決をもって剥奪する（verdelet）（ことになる）。[6] 脱法的譲与（vluchtsale）[2] とは、家臣が病気中に彼（＝自分）の生命についての懐疑から、あるいは彼が国（ラント）(dat lant)[7] を去ろう（rumen）[8] とする場合、何か（＝ある所領）を（他の者に）封与し、彼が（病）癒え、あるいは、（国（ラント）へ）戻る（ないし、戻った）時、彼がその所領を返してもらおうとすること、を言う。[9] そのような形で所領を封与する者があれば、

彼（＝その者）はそれ（＝所領）を神（の意）に反して、また、法（の定め）に反して封与することになり、さらに、彼には主君に対して忠誠（truwe）にして好意的（ないし、友好的）（holt）である義務があるのだから、[10]（主君に対する）彼の忠誠（義務）（truwe）に反する（ことにもなる）。[11]（この場合）彼は彼（＝自分）のもの（＝所領）を封与しているのではなく、彼が封与するのは、彼自身、彼（＝自分）の存命中それ（＝その所領）なしですますつもりがない（nicht umberen ne wel）のだから、[12] 彼の死後（法的には、当然）、主君の、あるいは、誰か他の者のものになる（はずの）（＝主君、あるいは、誰か他の者が占有・支配すべき）所領[13] なのである。[14]

1）本条から後出レーン法60・2にいたる諸条項は、一貫して、ある所領が recht len（＝正規の、ないし、真の）レーンであるためには主君からの授封（lenunge）と（それにもとづく）家臣による所領の（レーンとしての）占有・支配（were）という二つの要件が同時に充たされていなければならない、ということを明らかにしようとするものであり、このレーン法58・2では、まず、「脱法的（ないし、欺瞞的）譲与」（vluchtsale ＝ Fluchtsal）（すなわち、一応「授封」の形はとっているものの真の「授封」とは異なる脱法行為）の問題が扱われている。なお、vluchtsale の語は（AV に対応条項のない）前出レーン法７・１でも用いられているが、そこで扱われているのは（本条とは異なり）、主君が（wardunge 権者が所領を占有・支配するのを妨げるために）gedinge を封与するケースである。また、（AV１・80に対応する）前出レーン法30・１では、この語は用いられていないが、実質的には本条と同じケースが扱われている。あらかじめこれらの条項を参照されたい。（なお、この語が姿を見せる本条も AV には対応条項がないので、vluchtsale の語は ―― それに関するケースはすでに AV（１・80）で扱われているものの ――「レーン法」ではじめて「（専門）術語」として用いられていることが判る）。

2）vluchtsale の語については、本条でも後に「定義」されるが、とりあえず前註・１、および、（そこでも触れた）前出レーン法７・１、註・６を参照されたい。

3）この sek untsculdegen の語は、すでに前出レーン法24・７でも（AV１・56の excusare の語に対応して）用いられているが、（少なくとも）本条においては、（現代ドイツ語の sich entschuldigen のように）単に「釈明する」・「謝罪する」という意味ではなく、（Hi, S. 157 では sich durch eid reinigen、また、Sch., S. 306 でも sich durch einen Eid entlassen と訳されているように）、「宣誓をもって（問責の事由そのもの、本条の場合には「脱法的譲与」の事実そのもの、を否定して）身の証を立てる」という意味であることに注意されたい。（なお後出レーン法68・４では、（本条と同じく主君が罰金を支払わなければならないケースについて、oder（＝主君に罰金を支払わないのであれば）he

(＝問責されている家臣は) mut sek der scult untseggen oppe'n hiegen (その責を聖遺物にかけて (の宣誓によって) 否認しなければならない) とされていることを参照されたい。したがって、前出レーン法24・7のこの語についても、「(潔白の宣誓によって) その責を免れることができる」と補っておいた方が叮嚀かも知れない)。

4) 前出レーン法13・1 (＝AV 1・103)、註・3以来問題にしてきた「1年と1日」と「6週と1年」(の相違) に関連して、この箇所の (あるいは、この箇所でも)「6週」の期間は、家臣が彼の (不正ないし不法な) 態度ないし行為を是正して主君による制裁を免れるための (猶予) 期間になっている、ということに注意されたい。

5) この箇所の mit rechte の語は、単に (抽象的・一般的に)「適法に」ないし「法 (の定め) に従い」と訳すこともできる。しかし、前出レーン法38・4 (＝AV 1・94) に、主君が家臣を占有・支配している所領から逐い出すためには、(あらかじめ) それ (＝所領、ないし、その占有権) を mit rechte (＝裁判によって、ないし、判決をもって) 取り上げなくてはならない、という「原則」があるだけでなく、後出レーン法59・4では、(「見せかけの授封」に関連して)、家臣が「授封なしに」所領を引き渡した場合には、mit minnen oder mit rechte、つまり、必ずしもレーン法廷における判決を要せず、「示談」(ないし、相手方との話し合い) によっても、所領の返還を求めることができる、とされていること (同条への註・22と23を参照) との対比において、本条の場合は、家臣が (不法な条件を付してではあれ) 所領を (彼の家臣に) (又) 授封しているので、彼がその家臣から所領を取り上げるには「(レーン法廷) の判決をもって」そうすることが必要である、ということをはっきりさせるために、敢えて「(レーン法廷の) 判決をもって」と訳したものである。ひきつづき次註・6をも参照されたい。

6) この (「さもなければ……」以下の) 件 (全体) については、(前註・5でも挙げた) 前出レーン法38・4 (＝AV 1・94) を、また、その中の verdelen の語については、同条への註・4を参照されたい。

なお、ここまでの本条・前段は、(前出レーン法30・1 (＝AV 1・80) では具体的に述べられていなかった) vluchsale を行った家臣に対する (問責、および、それにもとづく) 制裁について述べているが、それに関して次の2点を確認しておきたい。

① vluchsale のかどで問責された家臣が (前註・3で述べたように、「宣誓によって」) 問責の事由である vluchtsale (＝後述されるように、病が癒え、あるいは、国(ラント)へ戻ってきた場合には返してもらうという (違法な) 条件の付された「授封」) そのものを否認して身の証を立てることができるとされており、したがって、家臣は (そうしようと思えば) 比較的容易に主君の問責から逃れることも可能である、と考えられること。さらに、② (問責された) 家臣が (そのようにして無実を証明できずに) そうした (違法な)「授封」の事実を認め (ざるをえなかっ) た場合、家臣は主君に対して罰金を支払うだけでなく、6週以内にそうした「授封」を破棄しなければならず、家臣がそれを怠れば (ないし、怠った時にはじめて) 彼自身から所領が取り上げら

れる、とされていること。②からは、本条の家臣は（vluchsale のために、違法な条件の付された）「授封」を行っただけでなく、すでに所領（の占有）を自分の家臣に引き渡していること、および、それにもかかわらず、そうした（違法な）行為によって主君から直ちに彼自身の所領を剥奪されるのではなく、6週以内にその（違法な）「授封」を破棄して所領を取り戻せば（つまり、違法な「授封」以前の原状に戻せば）主君から所領を剥奪されることはなく（主君に対する）「罰金」（の支払い）という比較的軽い制裁ですむことが判る。以上の点については、後註、特に9、11、14を参照されたい。

7）dat lant の語については、前出レーン法50・1（＝AV 1・117・b、1・118）、註・1を参照の上、ひきつづき次注・8を参照されたい。

8）この箇所の (dat lant) rumen (＝räumen, verlassen) の語は、語感から言えば、（たとえば前出レーン法50・1（＝AV 1・117・b、1・118）の (ut deme lande) varen が「(lant を一時）離れる」という意味であるのとは異なり）、（少なくとも長期間にわたり、あるいは、（半）永久的に lant を）「去る」という含意が強い、と考えられる。この点を考慮に入れて、前出レーン法24・7（＝AV 1・55・b、1・56）、註・10（679頁、14行目以下）で本条（＝レーン法58・2）について述べたことを再考してみると、次のような趣旨の「補正」が必要になるであろう。家臣が（半永久的に）lant を去ろうとする時は、（彼は主君に対して勤務することができなくなるから）ほんらい主君に（その地に所在する）レーンを返還しなければならず、したがって、家臣に息＝封（レーン）相続人がなければ、その所領について gedinge が封与されていない限り、所領は主君にとって ledich になり、家臣に息＝封（レーン）相続人があれば、彼は主君に所領を条件つきで返還して息に授封してもらうこともできるはずである（前出レーン法36、および、37・1（＝AV 1・91）を参照）。したがって、前出レーン法30・1では、（末尾の一文から明らかなように、本条で扱われている vluchtsale のうち、家臣が病気の場合にだけ言及されていて）家臣が国（ラント）を「去る」場合については言及されていないが、その場合についても、家臣が（国（ラント）を去る前に）自分が戻ったら所領を返してもらうという条件で自分の家臣に所領を「授封」すれば、同じように主君や息（あるいは、gedinge 権者等）の「権利」の実現を妨げることになり、それも（当然）レーン法30・1で扱われているケースに該当する、ということがそれである。

9）本条では、（前註・6までの）前段で、まず vluchtsale を行った家臣に対する（問責、および）制裁について述べ（同註を参照）、その上で（本註までの）後段・前半で vluchtsale の概念が「定義」されている。しかし、この「定義」を読んだ上でもう一度（前段の）制裁についての記述を読み直してみると、主君はいつ家臣を問責するのか、あるいは、そもそも家臣を（問責のために）召喚することができるのか、という疑問を抑えることができなくなるのではないか。

前註・6で述べたように、本条においては、家臣は（彼が主君から問責される時点で）自分の家臣に所領（の占有・支配）を引き渡していることが前提されており、

したがって、後者（＝又家臣）はまだ所領を返さずに自ら占有・支配していることになる。そうだとすれば、（家臣が国（ラント）を去る場合はしばらく措くと）、少なくとも家臣が病気中の場合については、家臣は（まだ）病が癒えず病床に臥している、と考えなくてはならず、「病気」は（家臣がレーン法廷に出頭ないし参集できない場合に、それを免責する）「真にやむをえない事由」（recht not）の一つであるから（前出レーン法24・7＝AV1・55・b、1・56を参照）、主君が仮に vluchtsale の事実を知ったとしても、家臣を召喚・問責する手続に（実質的には）入れない可能性が大きい。さらに、家臣がたまたま（病気の合間に）出頭しても、彼が「授封」の事実そのものについては争わず、（病が癒えた時に）所領を「返してもらう」という条件を付したことだけを「否認」すれば、所領の（又）授封そのものは適法であるから、主君による vluchtsale の立証は著しく困難になる、と考えられる。（その場合、家臣が失うのは所領そのものではなく、病が癒えた時、所領は彼の家臣（＝又家臣）の占有・支配下にとどまり、それを家臣は ledich な状態で占有・支配することができない、というだけのことである。なお、家臣が国（ラント）を「去る」場合については、主君が彼を召喚して（特に）それを通告することは著しく困難になると考えられるが、その場合、主君がとるべき措置については後出レーン法65・9（＝AV2・13）に述べられており、それに従えば、主君は家臣が長期にわたって国（ラント）を離れている場合でも問責の手続を進め、彼から（判決をもって）所領を剥奪することは可能と思われる。しかし、その場合、家臣は「1年と1日」（ないし、「6週と1年」）の間は所領を「引き戻す」ことができるから（前出レーン法43・1、註・4を参照）、もし家臣が所領を失いたくないと考えるのであれば、その年期内に（一時）帰国して所領を「引き戻す」こともできるはずであり、家臣は、その場合にも、自分の家臣から所領を「返してもらう」ことを断念するだけですむ可能性は残る）。以上の問題については、さらに後註・11と14を参照されたい。

10）この一文は、前出レーン法3（＝AV1・8）に明らかなように、家臣が主君に対して捧げる忠誠宣誓の中の文言にもとづくものである。なお、この一文は原文では次註・11までの文の後（＝この件の最後）に位置しているが、それが（すぐ前の「神（の意）に反し、また法に反して」にはかからず）「（次註・11の箇所の）彼の忠誠（義務）に反して」だけにかかる、という理解をはっきりさせるために、敢えて次註・11までの文の前に訳出したものである。

11）ここまでの件では、前註・9までの vluchtsale の「定義」を承け、vluchtsale のために（ないし、その手段として）所領を封与することに対して、「神（の意）に反し、法に反し、（主君に対する）忠誠（義務）に反する」という最大級の非難を浴びせている。こうした激しい文言が姿を見せるのは、ザクセンシュピーゲル全巻を通じてこの箇所だけであり、その意味で特定の行為に対する非難としては例のないきびしいものと言わなければならない。仮に（前註・6までの）本条・前段を抜きにして、（その後の）vluchtsale の「定義」からここまでの件だけを読めば、その語調のきびしさから、vluchtsale のために所領を封与した家臣に対する制裁は、当然、

（少なくとも、vluchtsale のために封与した）所領の没収、あるいは、主従関係（そのもの）の解消に及ぶのではないか、と予想させられることになるであろう。しかし、（前段で述べられている）それに対する制裁は（前註・6で述べたように）それほど重いものではなく、家臣には「宣誓」による否認が認められているだけでなく、仮に家臣が vluchtsale（の事実）を認めても、彼が所領を自分の家臣から回収して「原状」に戻せば（主君に対する）「罰金」（の支払）だけですむのである。したがって、本条を最初から通読してくると、この（異様なまでに激しい非難の）件にいたり、ある種の「違和感」を抱かされるだけでなく、なぜそうした（比較的軽い）制裁ですむ行為をこれほどきびしく論難しなければならないのか、という疑問さえ生ずることになるであろう。しかし、この疑問については、最後に後註・14で改めて論ずることにするので、それを参照されたい。

12）この箇所の umberen の語は（現代語の）entbehren に当たるが、この（本註までの）件全体については、まず上記（前註・11までの）vluchtsale の「定義」との関連で、この家臣は —— 病が癒え、あるいは、国（ラント）に戻ってきた時には —— 所領を返還させて再びそれを占有・支配しようとしているのだから、彼はまだ（最終的には）その所領を手放してはいない、という意味に解されるであろう。しかし、前出レーン法30・1（末尾）では「彼がそれ（＝所領）を彼がその中で死亡する病床の中まで were（同条への註・8で述べたように、主君との関係における lenesgewere）の中に保持する場合」と言われており、また本条でも、この後ひきつづき家臣の「死（亡）後」に所領が（ほんらい）誰に帰属すべきかが問題にされている。これら二つのことを考えると、この件は、（少なくとも）同時に（あるいは、むしろ主として）、家臣が所領を主君に返還することなく、それを（主君との関係においては）依然としてレーンとして保持しつづける、ということを（も）述べようとしたもの、と解されることに注意された上で、ひきつづき次註・13と後註・14をも参照されたい。

13）前出レーン法30・1、註・4で述べておいたように、一般には（つまり vluchtsale のための（又）授封が行われていない場合は）、家臣が死亡した時、彼に息（＝封（レーン）相続人）があれば所領は息に「相続」される。家臣が息なしに死亡した時は、所領についての gedinge が封与されていれば gedinge 権者が占有・支配するが、そうでない限り、所領は主君の手に戻る。ただし、（最初に主君の手に戻った所領を占有・支配させる、という）wardunge を封与されている家臣があれば、所領は wardunge 権者の手に帰する。したがって、この箇所で（「主君」以外の）「誰か他の者」と言われているのは、具体的には、家臣の息（＝封（レーン）相続人）、（その所領についての）gedinge 権者、（不特定の所領についての）wardunge 権者のいずれか、ということになる。ただし、（これも同註で指摘しておいたように）、家臣が所領を vluchtsale のために自分の家臣に（又）授封したまま（主君からそれについて問責されることなく）死亡した場合でも、以上のことには変わりがなく、ただ主君や家臣の息などには、その所領が ledich な（つまり、誰にも授封されておらず、自分が望む家臣に授封しうる）

状態ではなく、言わば「紐つき」の状態で帰属することになる。さらに（前出レーン法30・1、註4と6で述べたことに）付け加えると――。家臣が死亡した時、一般には（上述を参照）、その家臣から所領を受領されていた（又）家臣は、（死亡した家臣の）息、あるいは、（息がなければ）主君に授封更新を求めることになる。したがって、家臣が vluchtsale のために所領を授封した場合にも、彼が主君から問責されないままに死亡すれば、彼から所領を（又）授封された家臣は同じように彼の息または主君に所領の授封更新を求めることになり、前出レーン法30・1（註6の箇所）で「そのことがかの者（＝ほんらい所領を占有・支配すべき者）（の権利）を損なうことはない」と述べられていることは、（少なくとも）その場合、主君や家臣の息などは（vluchtsale のために所領を封与された）（又）家臣の授封更新請求を拒むことができる、ということを含んでいる（あるいは、主にそのことを念頭に置いたもの）とも考えられる。しかし、そのこと（自体、したがってそのための手続）については、そこ（＝レーン法30・1）でも、また、本条においても何も述べられていない。ひきつづき次註・14を参照されたい。

14）この（前註・11の後、「彼は彼のものを封与しているのではなく…」以下の）本条・最後の一文は、改めて指摘するまでもなく、（前註・11までの）vluchtsale に対する異様なまでに激しい非難を根拠づけようとしたものであるが、その論旨は、必ずしも一読して直ちに把握できるほど明快ではなく、かなり晦渋なものになっている、と評さざるをえない。すなわち、そこではまず「彼は彼（＝自分）のものを封与しているのではない」と言われているが、その後につづく箇所からは、所領が「主君あるいは誰か他の者のもの」になるのは「彼の死後」のことであって、彼がそれを封与した時点では、逆にそれが「彼のもの」である、ということを確認できるだけでなく、「彼の死後」のことであれば、たとえ vluchtsale のための授封が行われていなくても、所領はもはや「彼（自身）のもの」であるはずはなく、「主君あるいは誰か他の者のもの」になるのは当然のことにすぎないのではないか、また、（家臣が）「存命中」所領なしですますつもりがないということも、その所領は（依然として）「彼のもの」であることを示しているのではないか、といったような疑問がつきまとうからである。

しかし、この件の論旨は、前註・12と13で述べたことをもとにして考えていくと、具体的には次のように理解することができる。もし家臣が所領を vluchtsale のために授封していなければ、所領は彼の死後、（当然）「彼の主君または誰か他の者」に ledich な（＝誰にも授封されていない）状態で帰属し、したがって彼等はそれを自分の裁量に従って、（又）授封することも（そうしないで）直接に占有・支配することもでき、また（又授封する場合には）誰であれ自分の望む者に（又）授封することができる。しかし、家臣が vluchtsale のために所領を授封しそれを返還させないうちに死亡すれば、彼は「主君あるいは誰か他の者」のそうした（潜在的な）「権利」を侵すことになる。それは「主君あるいは誰か他の者のもの」であ

る所領、つまり「自分のものでない」所領を授封したのと同じことになり、彼には許されないことである ——。著者はこの件でそう言いたいのである。

しかし、そうだとすれば、もう少し簡潔で分かりやすい言い方はなかったのであろうか。たとえば、まず前出55・9や56・3を承けて、（病が癒えた時、あるいは、国（ラント）へ戻った時には、などといった）不特定の時期における返還を条件とした所領の「授封」はありえず、それは（たとえ「授封」の形をとっていても）法的には「無効」（nicht helpende）である、という趣旨のことを述べ、次いで、そういうことをすれば、（上述したように）その所領を継承すべき者（たち）の（潜在的）「権利」が侵されるだけではなく、「授封」される（彼の）家臣が所領について「生涯」もつ（はずの）「権利」（前出レーン法３＝Ａ１・８を参照）が（その主君である）家臣の都合や利益のために損なわれることになるから、といった理由を付け加えるなど ——。

しかし、著者はそうした説明の仕方を選んではいない。それを選ばなかった理由は、私見によれば、vluchtsale のための授封を構成する二つの要因、すなわち、家臣による所領の（又）授封と（授封された）（又）家臣による所領の返還が、それ自体としてはいずれも「適法」な行為であるため、vluchtsale を「無効」と極め付けることはそう容易ではなく、あるいは、必ずしも適切でないことになりかねない、という点にありそうである。具体的に、たとえば息（＝封相続人（レーン））のない家臣が重い病にかか（って、主君に対して勤務することができなくな）り、（ほんらいなら主君に所領を返還すべきところ、それでは病が癒えた時に困ると考えて）ある（自分の）家臣に（レーン法廷外で）病が癒えた時には返還するという約束をさせた上で所領を封与した、という例について考えてみると、それを問責すべき主君の側には次のような困難が予想されるのである。

すでに前註・９で指摘しておいたように、仮に主君がこの家臣による所領の（又）授封について vluchtsale のために行われたのではないかという疑いを抱き家臣を召喚して問責しようとしても、家臣の病気が癒えない間は彼は「病気」を理由にレーン法廷に出頭しなくてすむ。仮に家臣が病気の合間にレーン法廷に出頭してきても、彼が所領を（まだ）返還させていなければ、彼は「宣誓」によってその「授封」に返還の条件が付されていることを否認することができる（はずである）。（なお、家臣がそうした条件の存在を「否認」した場合、たとえ彼の家臣に対する所領の（又）授封が彼のレーン法廷で行われていても、主君は彼の家臣たちを —— 彼等は主君の直臣ではなく、主君（彼等にとっては、上級主君）から直接所領を授封されてはいないから —— 証人として召喚するわけにはいかない（前出レーン12・１＝AV１・37、14・３を参照）。本条で家臣に「（否認）宣誓」を認めている（ないし、認めざるをえない）のは（一つには）そのことによるのではないか、とも考えられる）。つまり、家臣が自ら vluchtsale を認めない限り、主君はそれを（容易には）立証できない、と考えざるをえないのである。

それならば主君は、家臣の病が癒えて彼が（条件ないし密約通りに）所領（の占

有・支配）を取り戻し、vluchtsale がいわば「既遂」の状態になるのを待って、家臣を召喚・問責すればよいのか。しかし、この場合には、家臣から所領を「授封」された（又）家臣は所領を（すでに家臣に返還し、それを）占有・支配してはいないから、本条（および、前出レーン法30・1）で想定されているのとは異なるケースになる、というだけでなく、その場合、仮に家臣が主君から問責されても、（条件ないし密約の存在を自ら認めさえしなければ）、（又）家臣による所領の返却は「適法」に行われた、と主張することは（より）容易になるであろう。さらに、すでに前出レーン法30・1、註・8で指摘しておいたように、この場合、所領はすでに家臣の手に戻っているのだから、その所領をめぐる法的関係は（vluchtsale 以前の）原状に戻っており、家臣がその後死亡しても、vluchtsale によって「権利」を損なわれる者は誰もいなくなるから、（少なくとも現実の問題としては）家臣を問責する理由は（きわめて）稀薄にな（り、ほとんど消滅す）るはずである。

主君が家臣による vluchtsale のための「授封」を立証しうる機会（私見によれば、ほとんど唯一のチャンス）は、むしろ家臣が所領の返却を受けないまま息（＝封相続人）なしに死亡した場合に（だけ）訪れるのではないか、と考えられる。その場合、彼から所領を（又）授封されている彼の家臣は、（実質的に、所領をひきつづき占有・支配するためには）主君（又家臣にとっては、上級主君）に対して所領の授封更新を求めなければならず、もし主君が（vluchtsale を疑って）それを否認すれば、彼は自分の家臣仲間（おそらく6人）とともにその所領が（自分の主君（＝上級主君の家臣）から授封された）自分の所領であることを立証しなければならないからである（前出レーン法47・1＝AV1・111を参照。因みに、又家臣が上級主君のレーン法廷で証人になるのは（ほとんど）こうした場合に限られ、しかも又家臣が自分の「権利」を立証するためであることに注意されたい）。したがって、特にもし（彼の主君であった）家臣が生前レーン法廷で返還の条件を付して（又）家臣に所領を封与した場合には、（上級）主君がそれを立証して（現にそれを占有・支配している）その又家臣から所領を取り上げるチャンスが訪れることになるはずである。しかし、このケースも――前出レーン法30・1には包括されうるが――本条の想定するそれとは異なっている。

本条における vluchtsale に対する異様なまでに激しい論難がそれに対する（比較的軽い）制裁と釣り合っていないことは、すでに前註・11で指摘しておいたが、それを以上に述べてきたこと併せて考えると、本条（全体）について次のような推定に導かれることになる。すなわち、vluchtsale のための封与は当時かなり頻繁に行われていた（少なくとも、そう珍しいことではなかった）。著者・アイケは、特にそれを主君に対する忠誠（義務）に反するという点で、許し難いと考えた。しかし、それは（前述したように）二つのそれ自体としては「適法」な行為から成り立っていることもあって、それを行った家臣が自らそれを認めない限り、主君がそれを法廷で立証することは容易ではない。そこでアイケは、それに対する問

責・制裁の手続について一通り記述した後、それに対する激しい非難の言葉を連ねることによって、むしろそれを未然に防止する一助にしようとした。――以上のような推定がそれである。読者諸賢の御批判を待ちたい。

59・1[1] しかし、ある家臣が彼の（＝主君から彼に封与された）所領を、それ（＝その所領）を彼から（レーンとして）受領することを望まない他の者[2]に譲ること（to latene）（＝主君に返還して他の者に授封してもらうこと）[3]を約定し（たにもかかわらず）、それ（＝その所領）を彼（＝他の者）に封与することを彼の主君も望まない、[4]そこで彼（＝ある家臣）がそれ（＝その所領）を彼（＝他の者）のために（授封なしに）彼（＝他の者）のゲヴェーレの中へと引き渡し（in sin were）（てレーンとして占有・支配させ）、[5]そして（ないし、さらに）彼（＝ある家臣）がその所領をかの者（＝他の者）の意向に従って自分（＝ある家臣）の家臣たちに封与し、[6]それによって、かの者（＝他の者）のために彼の不法なゲヴェーレ（sin unrechte were）（＝所領の不法な占有・支配）を補強する一助とすべく、彼等（＝彼の家臣たち）がそれ（＝その所領）を授封の（連鎖の）中に保持（しているように見せかけようと）する。[7]そこで彼（＝ある家臣）を彼の主君がそのこと、すなわち、彼（＝その家臣）がそれ（＝所領）を〔このような形で〕封与したこと〈（…封与した）所領〉、について、彼の家臣たちの前（＝彼のレーン法廷）で問責し、[8]そして彼（＝ある家臣）がこのことを認める（ないし、認めた）ならば、[9]彼（＝ある家臣）は彼の所領、すなわち、それを授封なしにもって（＝占有・支配して）いるかの者（＝他の者）のために彼（＝ある家臣）が彼のゲヴェーレの中から手放した（ut sinen weren hevet gelaten）（＝占有・支配を手放し、他の者に引き渡した）所領、を失ったことになる。[10]これは、彼（＝その家臣）が彼の主君とその家臣たちの前（＝主君のレーン法廷）で彼の所領について別な主君を引合いに出した（des gudes getogen hedde an enen anderen herren）（＝彼の所領を別な主君から受領したと主張する）のと同じ（ような）ことなのである。[11]

1）本条は「見せかけの授封」を扱った条項であるが、この問題はひきつづき後続のレーン法59・4まで扱われている。なお、本条については、すでに石川「ゲヴェーレ」、148頁以下において、unrechte were（＝「不法なゲヴェーレ」）（の概念）との関連で扱ったことがあるので、以下については、後続のレーン法59・4までの諸条項とともに、それをも参照されたい。

2）以下の訳註においては、「ある家臣」をB、「他の者」をC、Bの「主君」をAの符

号で表わすことにすると ——。CはBから（BがAから封与されている）所領を（Bの家臣となって）「受領することを望まない」のであるから、たとえばCがBと（レーン法上の）同身分者である（＝同じヘールシルトをもつ）場合を想定することができよう（前出レーン法54・1＝AV1・124～1・126を参照）。

3）この箇所のlatenの語は、後註・5の件のそれと同じく、「引き渡す」の意にも解されるが、この「所領」は、次註・4までの件から明らかなように、（Bのアイゲンではなく）、BがAから封与されたレーンであるから、CがそれをBから封与されることを望まない以上、Bはそれを（いきなり）Cに「引き渡す」わけにはいかず、それを（一旦）Aに（Cに授封するという条件で）返還し、それをAからCに授封してもらわなければならない（前出レーン法36、および、37・1＝AV1・91、1・92、註・2を参照）。そのことをはっきりさせるために、この語を（前出レーン法37・1、註・2の箇所と同じく）「譲る」と訳したものである。なお、BがCに対して（こうした意味で）所領を「譲る」ことを約定した背景としては、（最もありそうなケースとしては）たとえばBがCに債務を負っていてそれを弁済しなければならない、といった背景があったものと推察される。

4）この件、原文はnoch it eme sin herre nicht lien ne wilであるが、これをヒルシュは、（わざわざer alsの語を補って）und den（＝C）er als sein herr nicht damit belehnen willと訳し（Hi., S. 158）、sin herreの語は（Aではなく）Bを指す、と解している。しかし、前註・2までの件で、CがB（の家臣となって、彼）から所領を受領することを望んでいないことは明記されており、たとえBがCに所領を授封することを望んだとしてもそうできないことは明らかであるから、ヒルシュのような理解では、（Bの主君である）Aとの関係についてこの一文では何も言われていないことになり、BがCに（Aから封与されたレーンである）所領を「譲る」ために必要な（前註・3で述べたような）手続との関連も見失われることになる。（この件、ショットは、oder den（＝C）der Herr damit nieht belehnen willと訳しており（Hi., S. 307）、sin herreをAと解している点では正しいが、原文のnochをoderと訳したのは不用意と言わざるをえない。上述したように、CはBによる授封を（も）望まないのであるから、Bによる授封とAによる授封とは二者択一の関係にあるのではなく、CがBによる授封を望まず、AもC（を家臣として受け入れ、彼）に所領を封与することを望まないからこそ、BはCに対する約定を履行するには、（後に註・10までの件で述べられているように）「授封なしに」所領を引き渡すという「不法」（ないし、違法）な行為に及ばざるをえなくなるのである）。ひきつづき次註・5を参照されたい。

5）前註・4を参照。この件、原文はlet he（＝B）it eme（＝C）dan in sin were（異本ではin sine gewere）であるが、この場合、BはCに所領を授封していないので、Cに（法的には）所領の「占有権」を与えることはできない。したがって、この件のsin(e) (ge)wereの語は（事実としての）「占有」（・支配）を意味し、letの語も所領（の占有・支配）を（現実に）Cに「引き渡す」（ないし、「委ねる」）という意味になる。と

ころで、Bが（Aから封与され）レーンとして占有・支配している所領の中には、（家臣に封与することなく）直接に小作人に小作地として貸し出し地代（＝賃料）を徴収している（＝前出レーン法38・2の sine were mit der nut の中にもつ）ものと、Bが彼の家臣（以下、「D_1 など」と言う）に（又）授封しているものとがある。後続のレーン法59・4では、本条にひきつづき、Aから問責されたBが「見せかけの授封」を否認する場合、D_1 などは「（その）所領を再び彼等の were（＝占有・支配）の中へと受け取る」べきである、とされているから、BからCに引き渡される所領としては（少なくとも主に）後者が想定されている、と考えなければならないであろう。しかし、Cにとっては、D_1 などが占有・支配している所領を（そのままの状態で）引き渡されても、そこから直接に地代（ないし、賃料）を徴収して（Bの）債務に充てるわけにはいかないから、おそらくBはあらかじめ D_1 などに所領を返還させるか、あるいは、（少なくとも）一定期間その占有・支配を断念させなければならない、という問題が派生するはずである。この問題についてはひきつづき次註・6以下の後註における検討を参照されたい。なお、この件の dan（＝「そこで」、直訳すれば「それから」、「その後」）の語によって、Cに対する所領の「引き渡し」は、Bが主君＝Aに対して（Cに対する授封を条件に）所領の返還を申し出、Aの承認が得られなかった後に行われることが示唆されている。したがって、AはBの（経済的）窮境および（Cに所領を譲りたいという）意向をすでに承知しており、Bが（授封なしに）Cに所領を引き渡し、さらに D_1 などに対し「見せかけの授封」を行った場合、（直前のレーン法58・2の「脱法的譲与」の場合とは異なり、あらかじめ所領の行方について関心をもっている）Aの嫌疑を招きやすい状況にあることに注意されたい。

6）この件、原文は unde liet he dat gut sinen luden na jenes willen であるが、これをヒルシュは、（直前の überläßt er（＝B）es diesem（＝C）dann in seinen（＝des C）besitz を承けて）und verleiht dieser（＝C）mit jenes（＝des B）zustimmung das gut seinen（＝ des B）leuten と訳し（Hi., S. 158）、CがBの同意を得てBの家臣たち（＝D_1 など）に所領を（形だけ）封与すると解している。これに対してホーマイヤーは、この条項への註解の中で、Ein Mann（＝B）… leiht es（＝ das Gut）aber zum Schein den Leuten des C, die sich dazu verstehen, es ohne Genuß zu Lehn zu tragen と述べ、BがC（の意向に従って、彼）の家臣たちに所領を封与する、と解している（Ho. II 2, S. 248）。（なお、ショットは、この件を Ein Mann（＝B）… leiht das Gut nach dessen（＝ des C）Willen dessen（＝ des C）Leuten と訳しているが（Sch., S. 307）、これはホーマイヤーと同じ理解に立ったものである）。これに対して、上掲・邦訳は、BがCの意向に従って（この点はホーマイヤーやショットと同じ）Bの家臣に封与する（この点だけは、ヒルシュと同じ）、と理解したものである。その理由については、ひきつづき次註・7を参照されたい。

7）この件の原文は、dat se（＝ sine lude）it（＝ dat gut）halden in lenunge jeneme mede

sin unrechte were to sterkene であって、この dat (＝daß) に導かれる副文章は、原文では直前 (註・6まで) の件の (na) jenes wille(n) と同格でその内容を指すと解されるが、訳出の技術的必要 (具体的には読者にできるだけ私見に有利な先入観を与えないように補訳や訳註を配列したいという配慮) から敢えて (「それによって」と)「結果」のように訳出したことをお断わりした上で、以下、前註・6で指摘した問題点の検討を続行したい。

まず、この件の sin unrechte were (異本では sine unrechte gewere) の sin(e)、および、jeneme の語がいずれも (所領をBから授封なしに引き渡されて占有・支配している) Cを指すことに疑問の余地はあるまい。したがって、前註・6の箇所の na jenes willen の june(s) もCを指し、その意向を受けて sine lude に所領を封与する he はBを指す、と解するのがテキストの文言上 (も) 自然であろう。それだけではなく、この件では、すぐ前 (註・6まで) の件の「he (＝B) がその所領を sine lude に封与する」目的として、「se (＝sine lude) がそれ (＝その所領) を lenunge の中に保持する」ことを挙げている。この所領を現実に占有・支配し (そこから地代＝賃料を徴収し) ているのは、Bから所領を (授封なしに) 引き渡されたCであるから (前註・5を参照)、この sine lude は現実には所領を占有・支配しておらず、彼等の主君の窮境を知り、所領を現実にレーンとして占有・支配できないことを諒解した上で、(いわば形だけ) その所領を授封される、と解さなければならない。いわゆる「見せかけの授封」である。(この点については、特に前註・6で紹介したホーマイヤーのコメントを参照されたい)。しかし、もし彼等 (＝sine lude) に所領を (見かけの上で) 封与するのが、(ヒルシュ説のように) BではなくCであるとすれば (前註・6を参照)、sine lude は確かに (見かけの上で) Cから所領を受領しているものの、CはBとも (したがって) また (Bにその所領を授封した) Aとも授封の絆で結ばれておらず、その所領が (見かけの上で) A→B→sine lude という「授封 (ないし、レーン関係) (の連鎖) の中に保持」されていることにはならない (つまり、そんなことをしても、Aに対する関係においては、Cによる所領の占有・支配を正当化する足しにはならない)。したがって、この点については、(ホーマイヤー＝ショット説のように) sine lude に所領を (見かけの上で) 封与するのはBである、と解する (前註・6を参照) のが正しい、と思われる。

しかし、(ホーマイヤー＝ショット説には、なお) sine lude の sine は誰を指すのか、ないし、彼等は誰の家臣なのか、という問題が残る。この点についても、(前註・6に引用した) 原文の sine(n) lude(n) の語が he (＝B) の直後につづいているのに対して、Cを指す (na) jene(s) (willen) や本註・冒頭の引用中の jene(s) の語はようやくその後に姿を見せる、というテキストの語順からも、sin(e) を (des) Bと解するのが自然であると思われるが、それだけではなく、(前註・5でも触れた) 後続のレーン法59・4に、次のような一節が見られることを指摘しなければならない。すなわち、Bが (授封なしにCに所領を引き渡し、sine lude に対して) 所領を (見かけ

の上で）封与したことについてAから問責された場合、Bがそのことを否認するのであれば、Bは彼の家臣たち（sine man）を、6週以内に（レーン法廷の）判決をもって、彼等がその所領を再び彼等の were の中へと受け取る（＝現実にレーンとして占有・支配する）よう強制しなければならない」、とされている。したがって、もしBが（Cの意向に従い）所領をCの家臣たちに（見かけの上で）「封与」したのだとすれば、Bが「見せかけの授封」の否認を立証することができた場合、Bは（Cに授封なしに引き渡したとして問責された）所領を（その引き渡し以前にはBといかなるレーン関係にもなかった）Cの家臣たちに占有・支配させなければならないことになる。私が（この点はホーマイヤー＝ショット説とは異なり）sine lude を（Cではなく）Bの家臣（＝D_1 など）と解するのはこのためである。

8）この件の原文は、sculdeget ene dan sin herre dar umme vor sinen manne 〈 umme dat gut 〉, dat he it 〔 also 〕 gelegen hevet であり、「ドイツ語第3版」(Ordnung Ic) のテキストでは、（「そこで彼を彼の主君がそれについて、すなわち彼が〔そのような仕方で〕封与したく（その）所領について〉、彼の家臣たちの前で問責し …」と）、主君＝Aによる問責の事由が「所領」（のCに対する「引き渡し」）そのものにかかわる、と解する余地もあるように補足されているが、「ドイツ語第1版」(Ordnung Ia) のテキストでAによる問責の事由として（直接に）言及されているのは、Bによる（授封なしの）所領のCへの「引き渡し」（そのもの）ではなく、（そのことから派生した）D_1 などに対する所領の（占有・支配を伴わない）「封与」（＝「見せかけの授封）（だけ）である、ということに注意しておきたい。なお、この件、「ドイツ語第2版」(Ordnung Ib) のテキストでは also の語が補われているが、それも、「第2版」の補筆者が後出レーン法59・4（註・11の箇所）における aldus（also と同じように auf diese Weise の意）の語を（も）参照しつつこの語を補うことによって、「見せかけの授封」と「所領の（授封なしの）引き渡し」が不可分な関係にあることを（少しでも）はっきりさせ、ここで「見せかけの授封」だけが問題になっていることからくる「違和感」を（多少は）和げようとしたのではないか、とも考えられる。この点については後註・10と11を参照されたい。

9）この件で、Bが主君＝Aから（「見せかけの授封」について）問責された場合について、まずBがそれを「認める」ケース（だけ）が取り上げられていて、「脱法的譲与」を扱った前出レーン法58・2とは異なり、Bがそれを「否認する」ケースには言及されていない（それはようやく後続レーン法59・4の後段に姿を見せる）こと、に注意されたい。ひきつづき次註・10を参照されたい。

10）この件の原文 ut sinen weren（異本では geweren）hevet gelaten が、実質的には、前（註・5の件）の「彼（＝C）のゲヴェーレの中へと引き渡し（た）」、と言われていたのと同じことを述べているのは言うまでもないが、ここで laten の語を「手放す」と訳し（「引き渡す」の語は補訳に廻し）たのは、次註・11で述べること（特にラント法2・24・2の規定）を考慮に入れたからである。しかし、この件（の上記の

文）についても、それが（直接には）――Ｂが所領を失う（法的）「理由」ではなく――Ｂが失う所領の「属性」の説明になっている（ないし、説明にしかなっていない）、ということに注意された上で、ひきつづき次註・11を参照されたい。

11）この本条・最後の一文を読んで誰しもがまず想起する（ないし、しなければならない）のは、前出レーン法14・２（＝AV１・41）の（「ある家臣が（ある）所領を、彼がそれ（＝所領）をその者から受領している主君の面前で（ないし、主君の居合わせるところで）、別な主君から彼（＝自分）に（授封されたレーンである）と主張し、そして主君がそれ（＝自分が彼にその所領を授封したこと）について彼の家臣（たち）の中に証人を有する場合、その所領についてこの家臣は、もはや（ないし、それ以降）いかなる権利をももたない（hevet nen recht mer）、彼（＝家臣）がそれ（＝その所領）をその者から（授封された）と主張するかの（＝別な）主君がそれ（＝所領）を立証・取得するのでない限り」という）規定であろう（なお、併せて前出レーン法14・４をも参照されたい）。しかし、本条の場合、Ａから問責されているＢはＡによる所領の授封（そのもの）を否認しているわけではないのだから、このレーン法14・２の準則は、本条のケース（少なくとも、Ｂ）については妥当しないのではないか、という疑問が生ずる。

さらに、ラント法２・24・２の規定（＝「いずれの者（man――「家臣」とも読める）も sines rechten gudes（＝家臣が適法に占有・支配している所領について、それを）mit rechte（適法に＝法の定めに従い）失うことになりうる（＝なることがある）、彼がそれを売却しまたは質入れし（以上は、主に sin gut が彼のアイゲンである場合、と考えられる）、または（主君に）返還する（ないし、した）（これは sin gut が彼のレーンである場合、と考えられる）時は、あるいは、彼が彼の主君に対して（その所領の授封を希求すべき）年期を懈怠し、またはそれ（＝その所領）が彼からラント法廷またはレーン法廷において（判決をもって）剥奪され、または彼が何らかの仕方でこれ（＝この所領）を強制されることなく放棄する（af geit）（ないし、手放した）時は、彼は mit rechte（＝法（の定め）に従い、あるいは、判決をもって）were（＝その所領についての占有権）から切り離される（ないし、were を失った）ことになる」――この条項については、石川「補論」、509～510頁を参照されたい。ただし、上掲・邦訳はそこでの理解を一部改めてある）を想起すれば、ＢがＡに（授封なしに）引き渡した所領を失ったことになるということについてその「理由」（ないし根拠）を説明するためなら、たとえば、「（けだし）彼は自ら（ないし、強制されることなく）その所領を手放したからである」、とでも言った方が（はるかに）分かりやすかったのではないか、と考えたくもなる。

それにもかかわらず、ここでは本条のケースが前出レーン法14・２のそれと「同じ（ような）もの」とされているのである。もちろん、これら二つのケースは、家臣が「所領を失う（ないし、失った）ことになる」という（制裁の）点では共通している。しかし、それだけのことであれば、（上述したような）ラント法２・24・２の一節を挙げた方が分かりやすかったであろう、という疑問に説得力のある解答を与えることはできない。そこで私は、本条・末尾のこの一文が付け加えられ

ている理由について、次のように推測している。

AはBによる所領の（Cに対する、授封なしの）「引き渡し」を問責すべくBをレーン法廷に召喚する。その際、もちろんその「引き渡し」が「不法」であり、Bがそれを認めればBは所領を失ったことになる、ということは前提されている。しかし、Bは（はじめ）それを否認し、（Aから封与された）所領を現にレーンとして占有・支配していることを主張すべく、その所領をD_1など自分の家臣に（又）授封していること持ち出す。しかし、A（ないし、他の家臣）から、D_1などはその所領を現実には占有・支配していないことを指摘され、それによってBのD_1などに対する「見せかけの授封」が問題になる。本条（の後段）で想定されているのが、たとえばこうした審理のプロセスであるとすれば、著者の関心が（Cに対する所領の「引き渡し」（そのものではなく））D_1などに対する所領の（占有・支配を伴わない）「封与」に向けられていても不思議ではないのではないか。以上のように想定してみると、最後の一文は、（所領はD_1などに（又）授封してある、という）Bの主張に対する反駁として、Bは自ら占有・支配を「手放した」（したがって、それについての「占有」・「占有権」をもたない）所領をD_1などに「封与」したのだから、D_1など彼の家臣たちも、（前出レーン法14・2の、所領について占有・占有権をもたない）「別な主君」から所領を受領したと主張する家臣と同じく、所領について「いかなる権利」をももたないことは明らかであり、Bはそうした主張によってCに対する所領の「引き渡し」を弁護することはできない、という含意をもつことになる。また、以上のように想定することによって、本条の主題がむしろ（ないし、あくまでも）「見せかけの授封」であるということも、より良く理解できるであろう。なお、本条（少なくともその後段）における著者の関心が（所領の「引き渡し」そのものよりも、むしろ）「見せかけの授封」に向かっていることは、後続のレーン法59・2、59・3、および、59・4（特にその前段）とのつながりからも確認することができるはずである。

59・2　しかしながら、彼（＝ある家臣）がそれ（＝その所領）について、[1] レーン法（の定め）に従い（na lenrechte）、彼が居合わせるところで3度訴えられる（beklaget wert）（＝訴えられてそれに応答・応訴しない）ならば、[2] 人（＝主君ないしレーン法廷）は彼からその所領（の占有権）を（判決をもって）剥奪する（verdelet）。[3]（さらに）彼が6週以内に[4] それ（＝所領）を引き戻してそれにもとづく法的義務を果たす（plege rechtes dar af）（＝レーン法廷で裁きを受ける）ことのない限り、[5] 人（＝主君ないしレーン法廷）は彼（＝家臣）からそれ（＝その所領）についてすべての権利（ないし、請求権）（al ansprake）を（判決をもって）剥奪する（vedelet）、[6]（けだし）彼（＝家臣）は（その所領について）ゲヴェーレ（＝占

有・支配）(were) を欠いており、[7] また彼（＝家臣）からそれ (se)（＝were、所領そのもの）をレーンとして受領している者は誰もいないからである。[8]

1）この件、原文の dar umme は直前のレーン法59・1、註・8の箇所に見られるのと同じ語であり、したがって、この dar の語も（そこでの dar の語と同じく）Bによる（D_1 などに対する）「見せかけの授封」を指す、と解するのが妥当であろう。しかし、本条で述べられているBに対する（訴訟ないし問責）手続は、次註・2の件から明らかなように、（AからBに封与され、Bがレーンとして占有・支配しているはずの）「所領（の帰属）」にかかわるものであることから、前出レーン法59・1、註・11で述べたような想定に立って、ここでは敢えて「所領」という補訳を施しておいたものである。ひきつづき次註・2を参照されたい。

2）ここまでの件、「Bがそれについて…彼の居合わせるところで3度訴えられる」というのは、具体的にどのような状況が想定されてのことであろうか。「レーン法」では、家臣が主君から（問責を受けるべく）召喚されて出頭しない場合の手続については（後出レーン法65・9～65・22＝AV 2・11～2・30で）詳細に記述されているが（とりあえず、石川「裁判（権）」、25～26頁を参照）、家臣が「居合わせるところで」「3度訴えられる」ケースは本条以外には見当たらない。そこで、上記の問題を明らかにするためには、「ラント法」を参照しなければならない、ということになる。

「ラント法」では、3・38・1に、「その者（de man－「家臣」とも読める）が何であれ、1年と1日、適法なゲヴェーレの中に（in rechten geweren）もっていないものについては、彼が訴えられる（ないし、られた）場合、直ちに応答（・応訴）(antwarden) しなければならない」とあり、さらに2・3・1では、（それに対応して）、「人（＝誰か、原告）がある者を（enen man――「（ある）家臣（を）」とも読める）彼（＝ある者）が居合わせるところで、彼（＝ある者）が適法なゲヴェーレの中に（in rechten geweren）の中にもっているアイゲン（Ordnung IIa のテキストでは、この後に「レーン」の語が補われている）について訴える（ないし、訴えた）場合、人（＝裁判官、ないし、ラント法廷）は次の裁判集会に（裁判期日を定めて）彼を召喚すべきである、もし彼（＝その者）が、「私はこの件につきここ（＝この裁判集会）に（裁判期日を定めて）召喚されていない」、と述べる（ないし、述べた）ならば。（次の裁判集会における）第2（回目）の訴えに対して、彼（＝その者）が（もう一度）裁判期日を請うならば、人（＝裁判官ないしラント法廷）はそれを彼に与えなければならないが、その時（＝第3（回目）の訴え）には彼（＝その者）は応訴し（antwarden）なければならない」とされている。（なお、antwarden の語に関して、後出レーン法67・5＝AV 2・44には、「家臣は…彼の主君に応答（・応訴）したことにならない、たとえ彼（＝家臣）が次のこと、すなわち彼（＝自分）は法（の定め）に従い彼（＝主君）に応答（・応訴）しな

ければならないということ、から身を守っている（＝それに反論している）限り、代言人なしに話す（ないし、話した）としても」とあり、「ラント法」（3・30・1）にも、それと同旨の「その者（＝被告）が判決を得て、また、法（の定め）に従い、応答（・応訴）から身を守っている（＝応答・応訴の必要に反論している）限り、（たとえ彼が代言人なしに自ら話しても）、彼（＝被告）は応答（・応訴）したことにならない」という規定がある）。以上のことから、本条の「彼」（＝家臣）がその所領について rechte were の「権利」をもっている（＝その所領を授封されてから（少なくとも）「1年と1日」（あるいは、「6週と1年」――前出レーン法13・1を参照）の間主君の「正式な異議なしに」占有・支配していた）と推定することができ、さらにすぐ後（註・3）の件に見られる「彼」に対する「制裁」（＝所領の剥奪）を併せて考えると、（家臣が主君の訴えに応訴して敗訴したのではなく）、主君が「彼」を――彼が居合わせるところで――3度訴えたにもかかわらず、（補訳を加えたように）「応答」（・応訴）しなかった、ということを推定することもできる。ひきつづき次註・3以下の後註を参照されたい。

3）この件では（人は）「彼（＝B）から所領を（判決をもって）剥奪する」と言われているが、その「所領」の語に「の占有権」という補訳を加えたのは、次のように考えたからである。すなわち、前出レーン法39・1（AV1・95）では、「彼の所領をレーン法廷の判決をもって剥奪され」た家臣は、「were（＝所領についての占有権）を欠くべきである」、とされている。それだけでなく、後出レーン法65・1（＝AV1・133）以下（66・3＝AV2・32まで）に詳述されている（家臣に対する）「問責」の手続によれば（とりあえず前出レーン法43・1、註・4を参照）、主君による（3度の）召喚に応ぜずレーン法廷に出頭しない家臣からは、まず「彼の所領が（判決をもって）剥奪（verdelen）」され（それを主君が「占取」して、1年と1日、「利用なしにまた収益なしに」保持することにな）るが（レーン法65・20～21＝AV2・27～29）、家臣は「年期」内に所領を引き戻すことができ（レーン法66・1＝AV2・32）、家臣がそれを懈怠し（て所領を引き戻さなかっ）た時、こんどは「彼からその所領についての al ansprake が（判決をもって）剥奪」される（レーン法65・21＝AV2・29）。本条の（所領を剥奪された）家臣も、（すぐ後のところで）、「6週以内にそれ（＝所領）を引き戻…さない限り、彼からそれ（＝所領）についての al ansprake」が「（判決をもって）剥奪」される。そうだとすれば、本条の家臣からまず（判決をもって）剥奪される「所領」は、（後出レーン法65・20～21のそれと同じく）、「所領（について）の占有権」である（ないし、にすぎない）、ということになるはずである。なお、（「6週」と「1年と1日」の相違を含めて）、以上に述べたことについては、ひきつづき次註・5以下の後註を参照されたい。

4）ここでは、「6週（以内）」という期間が、（所領を判決をもって剥奪された）家臣が所領を引き戻（し、それにもとづき法的義務を果た）すべき期限、とされている。これに関連して、二つの問題を検討しておく必要がある、と思われる。

一つは、（前註・3で述べたように）、後出レーン法65・21のケースでは、家臣か

ら所領が（判決をもって）剥奪された場合、家臣は彼の「年期（＝1年と1日以）内」であれば所領を引き戻すことができる、とされているのに、本条で家臣が「6週以内」に所領を引き戻さなければならない、とされているのはなぜか、という問題である。これはおそらく次のような理由によるものと考えられる。すなわち本条の家臣は、（前註・2で述べたように）、彼の居合わせるところで主君から3度訴えられて応答（・応訴）しなかった（と推定される）のであるから、もし同じことがラント法廷で起これば、ラント法3・39・3の規定に従い、彼はその「責」について（立証され）「承服」したと見做されて、（おそらく）直ちに所領についての「すべての権利」を剥奪されてもおかしくないケースである。しかし、「レーン法」では、こうした場合についても、（特に家臣が所領を失う結果につながる場合には）、家臣に対して自分の（不作為を含む）「不法な」行為を「是正」するために「6週」の猶予期間が与えられる。（こうした私見は、前出レーン法14・4、註・4でも述べておいたが、それについてはさらに後述する）。これに対して、（後出レーン法65・20～21のように）家臣が主君から3度召喚されたにもかかわらずレーン法廷に出頭しないケースにおいては、家臣には主君による問責に応答・応訴する必要がない（＝主君の問責には理由がない）と反論する機会がなかった（とも言えるので、その）点を重視し、（所領の「相続」や授封更新請求の際に、家臣が「年期」を懈怠した場合と同じように――この点については、後註・6でも触れるレーン法42・1を参照）、（「6週」の猶予期間だけでなく）（1年と1日の）「年期」を認めて家臣がそれを（も）懈怠した後（おそらく6週以内）に、家臣から所領についてのal ansprakeを剥奪することにしたもの、と考えられる。（なお、後出レーン法65・21に対応するAV2・29においては、家臣の「年期」が「6週と1年」とされており、「1年と1日」の期間（ないし、年期）、および、「6週」の（猶予）期間は、「レーン法」においてはじめて姿を見せる（と目される）ことを、念のために付言しておきたい）。

この点に関連して、さらに、前出レーン法14・2（＝AV1・42）を再検討することも必要になりそうである。本条では、「彼」（＝家臣）が「6週」の（猶予）期間内に所領を引き戻（して、それにもとづき法的義務を果た）さない限り、すぐ後（註・6と7までの箇所）で述べられるように、「彼」からは（改めて）所領についてのal ansprake（＝すべての権利）が（判決をもって）剥奪される、とされている。これに対して、前出レーン法14・2では、ある家臣が主君の面前で（ないし、主君が居合わせるところで）、彼の所領を別な主君から授封された（ものである）と主張するケースについて、（対応するAV1・41に、「主君がそれについて彼の家臣（たち）の中に証人を有する場合」を補足し、AVの「（家臣は）（その）所領を欠くことになる」を改めて）、「その所領について家臣はもはや（ないし、それ以降）いかなる権利（nen recht）をももたない」、と述べている。この場合、家臣には、（本条＝レーン法59・2の場合とは異なり）、もはや（彼の所領について他の主君からの授封を主張した）彼の行為を「是正」する余地は残されていないのであろうか。――以上がここで検討して

おくべき第２の問題である。

この点について参考になるのは、（AV に対応条項がなく）レーン法14・２の後に（「レーン法」で）補足された（と目される）レーン法14・４である。そこでは、家臣が主君に対して、「彼（＝家臣）が彼（＝主君）から受領している（と明記されていることに注意されたい）所領」について（主君から授封されたことを）否認し、そしてそれ（＝主君からの授封）を彼（＝主君）に対して彼（＝主君）の家臣たちの前（＝主君のレーン法廷）で争う」と、「その所領は主君にとって ledich になる（＝主君の手に戻る）」とされた上で、家臣がその所領を自分の家臣に（又）授封しており、主君（＝又家臣にとっては上級主君）がそれを（直ちに）「占取（しようと）する」場合について、次のように述べられている。すなわちこの場合、又家臣は、「６週以内に」、（彼の主君である）家臣に対して、「（上級主君に対して）彼（＝又家臣）の所領を（主張・）擁護し、上級主君の主張（ないし、要求）(ansprake) 却けるよう督促（ないし、警告）し」、家臣（＝又家臣の主君）がそれを拒むならば、彼（＝又家臣）は（直接）「上級主君に対して、所領の授封更新を求めるべきである」という。ここで注目されるのは、家臣が主君による所領の授封を否認した場合、（家臣から所領を又授封されていた）又家臣がいきなり上級主君に対して所領の授封更新を求めるのではなく、まず（彼の主君である）家臣に対して、「彼の所領を（主張・）擁護し、（上級）主君の主張を却けるよう督促（ないし、警告）し」なくてはならない、とされていることである。この場合、「家臣」はどのような立場で（上級）主君に対して「彼の所領を（主張・）擁護する」のであろうか。このレーン法14・４では、家臣が（問題の）所領を主君から受領していることが明記されているから、もし彼が主君による授封を否認した時点で（直ちに）所領についてのすべての「権利」(recht ないし ansprake) を失うのだとすれば、又家臣はその時点で（彼の主君である）「家臣」を介さずに（直接）上級主君に対して所領の授封更新を求めることができる（ことになる）はずであり（次のレーン法15・１をも参照）、さらにこの場合、（所領についてすべての「権利」を失ったはずの）家臣はいかなる立場で（あるいは、いかなる「権利」にもとづいて）（上級）主君に対して「彼の所領を（主張・）擁護する」のか、ということが疑問にならざるをえない。以上のように考えてくると、レーン法14・４の「家臣」についても、主君に対する所領（授封）の否認を「是正」（＝撤回）するための猶予期間が認められ（てい）る、と解することが可能になり、また、そのように解することによって、「このことを彼は６週以内になさなければならない」とされるゆえんも、より良く理解できるのではあるまいか。

レーン法14・４を以上のように解することが正しいとすれば、レーン法14・２のケースについても、家臣は「６週以内」であれば彼の（その所領は他の主君から受領したものであるという）主張を撤回し（彼の行為を「是正」し）て所領を引き戻すことが許される、ということも可能なように思われる。しかし、（同条への註・５で指摘しておいたように）、同条の「他の主君」がその所領を立証・取得す

ることは、一般には（＝「他の主君」が同時に（彼から所領を受領したと主張する）「家臣」の「家臣仲間」であるという、まずありそうもない場合を除けば）、ラント法廷でなければできないはずであるから、主君のレーン法廷は、仮に家臣から所領の「占有権」（だけ）を（判決をもって）剥奪したとしても、もはやその所領についてかかわる必要がなく、その判決は（事実上）レーン法廷としての最終判決になる、とも考えられ、（家臣が主君から所領を受領したことを「否認する」ないし「争う」だけで、法律的に他の「権原」を主張することのない）レーン法14・4のケースとの相違を（少なくとも）頭から無視するわけにはいかない。以上を前出レーン法14・4、註・4で述べたことに補足し、（「レーン法」における）「6週」（の猶予期間）の問題について、さらに検討するための参考にしたい。ひきつづき次註・5を参照されたい。

5）この件の rechtes dar af plegen という表現について――。これをヒルシュは seine rechtspflichten erfüllt と訳し（Hi., S. 159）、ショットも（それに従って）die dazu erforderlichen rechtlichen Pflichten erfüllt と訳している（Sch., S. 308）。そのこと自体に問題はないが、この場合、Rechtspflichten ないし rechtliche Pflichten とは具体的には何を指しているのか。（この点について、石川「ゲヴェーレ」、150頁ではそれを、後続レーン法59・4に見られる、家臣が「見せかけの授封」を否認した場合に彼がとるべき措置（＝前出レーン法59・1のCから所領の were＝占有・占有権を剥奪し、D_1 などに所領を占有・支配させること）と同一視しているが、それは必ずしも正確とは言えず、以下の見解はそれに対する「補正」を含んでいる）。

結論から言えば、この件の rechtes plegen の語は（少なくとも、直接には）、「（主君による訴えに応答・応訴して）裁きを受ける」ことを指す、と解される。

この rechtes plegen の語は、「レーン法」では本条以外に姿を見せないが、「ラント法」では7条項（＝1・34・1、1・41、1・60・3、2・13・8、3・17・2、3・34・3、3・63・1）で用いられている。このうち、ラント法1・34・1と1・60・3では、（後者＝rechtes plegen unde helpen においては、（rechtes）helpen の語と併せて）、ひろく（＝被告として召喚された場合に限らず）「裁判集会に参集してその審理に協力する」ことをも含んでいるが、それ以外の条項（＝1・41、2・13・8、3・34・3、3・63・1）では、具体的には、（訴えられている者が）「（裁判集会に）出頭して裁きを受ける」ことを指している。（なお、「レーン法」では、lenrechtes plegen の語が4・5（の2箇所）と63・1に（後者では hovesrechtes plegen の語と合わせて）姿を見せるが、これはいずれも、（主に）「レーン（ないし、領主）法廷に参集してその審理に協力する」ことを指す、と解される。以上については、石川「ラント法とレーン法」、1655～56頁、註・108と109を参照されたい）。

さらに、後出レーン法65・21（＝AV2・28）、66・1～3（＝AV2・31～33）、67・1～3（AV2・36～39）などの諸条項によって、主君から3度（レーン法廷に）召喚されたにもかかわらず出頭せず判決をもって所領を剥奪された家臣は、「6週

と1年」以内に所領を引き戻すことができるが、彼が所領を引き戻した場合、彼は（それによって直ちに主君による問責を免れるものではなく）（改めて）主君による問責の手続に服さなければならない、ということが判る。前註・4で述べたように、本条の「彼」（＝家臣）は、「彼の居合わせるところで」3度訴えられて応答（・応訴）しなかったので、この不出頭の場合とは異なり、「6週」以内に所領を引き戻さなければならないとされているものの、「彼」が所領を引き戻した後に履行すべき「法的義務」も、これらの条項に見られるのと同じく、法廷に出頭して主君による訴えに応答（・応訴）し、（その意味で）「（主君の）裁きを受ける」ことである、と解さなければならないであろう。（なお、この点については、後出レーン法59・4、註・22で述べることをも参照されたい）。

なお、rechtes plegen の用例のうち、ラント法1・34・1（＝dar af … deme richtere sines rechtes plegen）とレーン法63・1（＝dar … hovesrechtes af plegen unde nicht lenrechtes）では、本条と同じく、dar af の語が姿を見せるが、これは、前者では、（アイゲン譲渡の際に留保すべき）「半フーフェ」（のアイゲン）と（車の向きを変えられるだけの）「宅地」、後者では、（主君から臣従礼なしに与えられる＝貸与される）「所領」「をもとに（して）」、という意味で用いられている。つまり、この語を通じて、（ラント法上）裁判集会参加義務（を負う）者や（レーン法上）家臣が参廷義務を果たし、あるいは、裁判を受け（て、自分の「権利」を主張・擁護す）るためには、（一定の）「所領」の占有・支配がその前提（ないし、物質的基礎）になる、という考え方が示されており、したがって、本条の「彼」（＝家臣）がまず所領を「引き戻す」べきとされているのも、それによって（はじめて）彼が（主君のレーン法廷で）「裁判を受ける」ための要件が充たされるからである、と考えることができる。したがって、（本註で）上述したこと（および、前註・4で述べたこと）は、この語によっても補強されることになるはずである。ひきつづき次註・6以下の後註を参照されたい。

6）ansprake の語については、前出レーン法29・5、註・3、および、（特に）42・1（＝AV 1・104～1・107・b）、註・6を参照されたい。後者においては、家臣が所領（の授封）を希求すべき、あるいは、（所領を）引き戻すべき「年期」を懈怠したとして問責された場合、「主君が、彼（＝家臣）から年期の（経過）後に彼（＝主君）の家臣たちの前（＝彼のレーン法廷）でその所領についての al ansprake を判決をもって剥奪されたことを、証人によって立証しえない限り」、家臣は潔白の（＝否認）宣誓によってその問責（の事由）を否認することができる、とされており、さらに後出レーン法65・20と21、66・1などによって、家臣が主君によって問責されるべく（3度）召喚されてもレーン法廷に出頭しなかった場合、家臣の所領は判決をもって剥奪され、所領の「占有権」は主君の手に帰すが、「1年と1日」の間は（主君がその所領を直接に占有・支配することはなく）、家臣は所領を引き戻す（そして、改めて問責を受ける）ことができ、家臣から所領についての al ansprake が判

決をもって剥奪されるのは、家臣がこの（所領を引き戻すべき）「年期」を懈怠した後であることが判る。本条の場合は、前註・3と4で述べておいたように、「彼」（＝家臣）は、彼の居合わせるところで3度訴えられて応答（・応訴）しなかったので、所領を引き戻すべき（1年と1日の）「年期」は認められず、「6週」の猶予期間をもつだけであるが、その経過後、（改めて）所領についての al ansprake が「彼」から判決をもって剥奪されなければならない点は、前出レーン法42・1、および、後出レーン法65・20、65・21の「家臣」と同様であることに注意されたい。

7）ここまでの文は、直前（註・6まで）の（Bが6週以内に所領を引き戻しそれにもとづき法的義務を果たさない限り）「人は彼からそれ（＝所領）についての「すべての権利」を判決をもって剥奪する」理由（の一つ）を説いたものである。この場合、Bは所領を（授封なしに）「他の者」＝Cに引き渡し（て、Cがそれを現にレーンとして占有・支配し）ている。したがって、この件の（Bがそれを欠く、とされる）were も、前条（註・5の箇所）のそれと同じく、所領の（レーンとしての）「占有」（・支配）の事実を指す、と解される。ひきつづき次註・8を参照されたい。なお、この件の were の語を以上のように解することによって、本条と次のレーン法59・3で述べられる「原則」とのつながり（ないし、本条が次条の記述の前提になっていること）も、すんなりと理解できるはずである。

8）ここまでの文は、前註・7までのそれにつづき、同じく（前註・6までの）「人は彼からそれ（＝所領）についてのすべての権利を剥奪する」（もう一つの）理由を説いたものであり、この件の代名詞・se は、もちろん、すぐ前（註・7までの件）の were の語を承けたものである。したがって、この語も（それと同じく）、当然（所領の）「占有」（・支配）の事実を指す、と解されることになりがちであろう、と思われるが、そうした解釈には（私見によれば）次のような問題がある。

本条（＝前条レーン法59・1）の「彼」＝Bは、（授封なしに）Cに所領（の占有・支配）を引き渡し、（それを主君＝Aに覆いかくすための手段として）、彼の家臣＝D_1 などに（所領の占有・支配を伴わない）「見せかけの授封」を行った。したがって D_1 などは所領を現実に占有・支配しておらず、彼等がその意味での were を欠いていることは明らかである。しかし、そのことだけを言いたかったのであれば、すぐ前（註・7まで）件の（were を欠いている）「彼」の語の後に、「（彼）および彼からそれ（it）を授封された者（たち）」の語を加えれば足りたはずであるし、また、もしこの se が（すぐ前の were と同じく）事実としての（所領の）「占有」（・支配）を意味するのであれば、一般には、「Bから（その）所領（dat gut）を（レーンとして）受領した者（は誰もいない）」と言えば足りるところを、なぜ（わざわざ）「所領の占有（・支配）を受領した者」という異例で（法的にも）不正確な（主君が授封するのは、「所領」あるいはその「占有権」であることに注意）言い回しを用いたのか、ということも疑問になる。

こうした疑問は、se の語は――すぐ前の were の語を承けてはいるもののそれ

とは異なり――（補訳で述べたように）「所領」（そのもの）」を指すと解し、さらに「彼からそれを受領していない者」の中には、D_1 など彼から「見せかけの授封」を受けた彼の家臣（たち）だけでなく、Bから「授封なしに」所領を引き渡されたCも含まれる余地を残そうとした、と解することによって解消されるはずである。Cは現実には（レーンとして）所領を占有・支配してはいるものの、それを「レーンとして」は受領していないからである（なお、この場合、se（＝were）の語は、すぐ前の were の語とは異なり、「占有権」の含意をも帯びることになる、ということにも注意されたい）。また、were の語が「所領」（そのもの）を意味しうることについては、（「ドイツ語第3版」のテキストに属する件であるが）前出レーン法57・4、註・12、および、（gewere の語についてではあるが、同註でも挙げた）前出レーン法38・4、註・2の箇所の用例を（また、gewere の語を承けた代名詞・se がもとの gewere の語と異なった含意で用いられる場合がありうることについては、同じくレーン法38・4、註・2と3の箇所の用例を）参照されたい。

59・3[1] 所領をこのような形で（＝それを現実にレーンとして占有・支配することなく、見せかけだけ）封与されて者たち[2] は、それ（＝その所領）について授封更新請求権（volge）[3] をもたない、（けだし）彼等はゲヴェーレ（were）（＝所領の占有・支配）を欠いており、[4] またそれ（se）（＝were、所領そのもの）を彼（＝彼等の主君である家臣）からレーンとして受領している者は誰もいないからである。[5] ゲヴェーレ（＝占有・支配）のないすべてのレーン[6] は授封更新請求権（volge）を欠き、[7] また授封のないすべてのゲヴェーレ（were）（＝所領のレーンとしての占有・支配）は不法（unrecht）である。[8] それら二つ（＝所領の授封と占有・支配）を一人の者（ないし、家臣）が（併せ）もっていない限り、それら（＝所領の授封と占有・支配）は二つとも不法（unrecht）なのである。[9]

1）この条項は、石川「ゲヴェーレ」、148～150頁で論じておいたように、（前出レーン法59・1（註・7の箇所）、および、後出レーン法60・1に見られる）（レーン法上の）unrechte were（＝不法なゲヴェーレ）の概念に関する「原則」的記述を含むものであるが、それを正しく理解するためには、常にすぐ前のレーン法59・1と59・2、および、すぐ後のレーン法59・4に見られる具体的事案（＝「見せかけの授封」）との関連を念頭に置くことが必要である。

2）この件の「所領をこのような形で封与された者たち」は、具体的には、前出レーン法59・1（註・6の箇所）の「彼（＝B）がその所領をかの者（＝C）の意向に従って」封与した「自分（＝B）の家臣たち」、つまり（現実には所領を占有・支配すること

なく)「見せかけの授封」を受けたBの家臣たち＝D_1などを指す。なお、次のレーン法59・4の冒頭では、これと同じ「家臣たち」のことが「その所領を封与されていた家臣たち」と言われている。ひきつづき次註・3以下の後註を参照されたい。

3) volgeの語については、前出レーン法5・1(＝AV1・19、1・20)、註・4を参照されたい。そこでも述べておいたように、(私見によれば)、(名詞の)volgeの語は、(主君交替の際の、新しい、ないし、上級主君に対する)「授封更新請求権」を意味するだけでなく、(家臣が死亡した際にその封(レーン)相続人のもつ、所領の)「相続権」を意味することもある。しかし、本条の場合は、次のレーン法59・4(註・6の箇所)で、ひきつづき「家臣たち」(＝D_1など)と「上級主君」(＝A)との関係が問題になっていることからも、このvolgeの語は(上級主君に対する)「授封更新請求権」(だけ)を指すことが判る。ひきつづき次註・4以下の後註を参照されたい。

4) この件の原文、(dorch dat) se der were darvetは、すぐ前のレーン法59・2、註・7(まで)のそれ＝(dorch dat) he der were darvetと――主語がheからseに変っていることを除けば――同じものであるから、この件のwereの語も、前条(その箇所)のwereと同じく、事実としての(所領(レーン)の)「占有」(・支配)を指す、と解される。ただし、前条のhe(＝B)がwereを欠いているのは、彼が所領をCに(授封なしに)引き渡したことによるのに対して、本条のse(＝D_1など)がそれを欠いているのは、彼等が「見せかけの授封」(＝所領を占有・支配できないことを承知の上で、形だけの授封)を受けたからであって、前条のheと本条のseがwereを欠く理由は異なっている、ということに注意する必要がある。ひきつづき次註・5を参照されたい。

5) この件の原文、noch se(＝de were) neman van eme to lene hevetは、すぐ前のレーン法59・2の末尾(註・8までの件)に見られたのとまったく同じものである。しかし本条では、前註・4で述べたように、すぐ前(註・4まで)の文の主語が(前条と同じheではなく)seになっている。そのことから、当然、次のような疑問が生まれるであろう。すなわち、前条への註・8で述べた(その件のseの語は、D_1などだけではなく、Cをも含むのではないか、という)私見は誤って(おり、そこのseもD_1などだけを指して)いるのではないか、という疑問がそれである。この疑問については、次のことを指摘しておきたい。本条では、この後につづく一文で、まず(D_1など「見せかけの授封」を受けた家臣に関して)「wereのないすべてのlenはvolgeを欠く」と述べられた後、ひきつづき(Bから授封なしに所領を引き渡されたCにかかわる)「授封のないすべてのwereは不法である」という命題も掲げられている。さらに、本条ではすぐ前(註・4まで)の文の主語がse(＝D_1など)になっている。したがって、もしD_1などが所領の「占有」(・支配)」を欠いているということだけを言いたかったのなら、この(註・5までの)一文は単なる冗文にすぎない、ということになってしまうであろう。ひきつづき次註・6以下の後註(特に

註・8）を参照されたい。

6）この箇所、原文は al len ane (＝ohne) were であるが、この were の語は、（前註・5までの）本条・前段とのつながりからして、前註・4の件のそれと同じように、所領の（レーンとしての）「占有」（・支配）の事実を指す、と解される。上掲・邦訳では、こうした理解にもとづいて、これを「ゲヴェーレ（＝占有・支配）のないすべてのレーン」と（いわば、直）訳しておいたが、それは、もちろん、「家臣が所領を（形だけ）授封されても、それを現実にレーンとして占有（・支配）していなければ、そうした所領はすべて」、という意味である。ひきつづき次註・7以下の後註を参照されたい。

7）volge の語については前註・3を、また、ここまでの件（全体）の論旨については前註・6を参照されたい。なお、前出レーン法59・1からひきつづき扱われている（「見せかけの授封」の）ケースにおいて、この（「ゲヴェーレのないすべてのレーンは volge を欠く」という）命題が妥当するのは、（「見せかけの授封」を受けた）家臣たち＝D_1 などだけであるが（前註・5を参照）、この件と同旨のことは、すでに前出レーン法11・1（＝AV 1・33）（＝「いずれの所領であれある家臣が彼のゲヴェーレにおいてもっていないもの…は、彼（＝家臣）はその授封更新をもう一人の（＝新しい、または、上級）主君に求める…ことをえない」）でも（主として *gedinge* や *wardunge* を封与された家臣を念頭に置いて）述べられている。ひきつづき次註・8以下の後註を参照されたい。

8）この件で「不法」（unrecht）とされている (al) were ane lenunge は、ある者（ないし、家臣）が（ある）所領を「（主君から）授封（を受けること）なしに」（レーンとして）占有・支配していることを言い、この場合 were の語は、前出（註・4と註・6まで）のそれと同じく、（所領の）「占有」（・支配）の事実を指す、と解されるが、家臣は（一般には）主君から所領の「授封」を受けることによって（はじめて）それを「適法に」レーンとして占有・支配するため「権原」を取得するのだから、この件の were の語が「占有権」を意味しえないことは（特に）明白であろう。（因みに、unrechte were の語は、前出レーン法59・1（註・7までの件）と後出レーン法60・1の冒頭で用いられているが、いずれも（実質的には）「（ある）所領を（主君から）授封（されること）なしに（レーンとして）占有・支配する」ことを意味する）。なお、すでに前註・5で指摘しておいたように、前出レーン法59・1からひきつづき扱われている「見せかけの授封」にかかわる事案において、「授封なしに」所領を「占有」（・支配）しているのは、（Bから授封なしに所領を引き渡された）Cだけである、ということに注意されたい。

9）この本条・最後の一文が、直接には、「見せかけの授封」を受けて現実には所領を「占有」（・支配）していない家臣たち＝D_1 などは、主君交替の際（具体的には、BがAから問責されて所領についての「すべての権利」を剥奪されて、所領がAにとって ledich になった時）に、Aに対して所領の授封更新を求めることはできない、と

いうことを強調しようとしたものであることは、以上の訳註において逐一検討してきたことからも明らかであろう。しかし、この最後の一文は、すぐ前（註・8まで）の件と同じように、「原則（論）」的な記述になっているので、（Aから所領を「授封」されたもののそれを（Cに引き渡し）「占有」（・支配）していない）Bや（それをBから「授封」（されること）なしに引き渡されて（レーンとして）「占有」（・支配）している）Cについても妥当する形のものになっている。

しかし、すぐ前（註・8まで）の一文においては、（主君から「授封」された）「レーン」に「占有」（・支配）が欠けている場合、家臣は volge（＝授封更新請求権）をもたない、と（だけ）されているのに対して、この最後の一文においては、家臣が（所領の）「授封」と「占有」（・支配）のいずれを欠いても、それら（＝「授封」と「占有」）はいずれも unrecht（＝「不法」）と極めつけられているため、次のような問題が生ずることを見落とすわけにはいかない。すなわち、この最後の一文を額面通りに受け取れば、（直ちには）所領の「占有」（・支配）を伴わない gedinge や wardunge の「封与」も（それを封与された者が所領を「占有」（・支配）するまでは）「不法」ということになりかねない、という問題がそれである。この本条・最後の一文は次のレーン法59・4（特にその前段のケース）への導入にもなっているので、著者が「占有（・支配）を伴わない授封」をすべて「不法」と極めつけたい気持は理解できないわけではないが、いささか「勇み足」の感があるとは否めないであろう。